

つくばみらい市議会 経済常任委員会会議録

平成 21 年 9 月 9 日 開会

平成 21 年 9 月 9 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会経済常任委員会

平成21年9月9日 午後1時30分開会

出席委員

委員長	倉持悦典君
副委員長	堤實君
委員	坂洋君
委員	中山栄一君
委員	岡田伊生君
委員	古川よし枝君
委員	廣瀬満君
議長	今川英明君

欠席委員

なし

出席議員

1番	秋田政夫君
4番	染谷礼子君
13番	海老原弘君
18番	川上文子君

出席説明員

市民経済部長	中川修君
都市建設部長	片見和男君
農政課長	坂田宏君
農政課長補佐	倉持尊志君
産業政策課長	奈幡優君
産業政策課長補佐	須加尾博司君
都市計画課長	木村明夫君
都市計画課長補佐	沼尻春満君
建設課長補佐	浅川昭一君
建設課技師	染谷斉和君
特定事業推進課長	中泉次男君
特定事業推進課長補佐	石島昭夫君
下水道課長	豊島利夫君
下水道課長補佐	松崎昭徳君
水道課長	中山和明君
水道課長補佐	永野鉄雄君

出席議会事務局職員

事 務 局 長	井 波 進 君
事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

議 事 日 程

平成 2 1 年 9 月 9 日 (水曜日)

午後 1 時 3 0 分開会

1 . 協議案件

- 1) 議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 2) 議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 3) 議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 4) 請願第 3 号 「 気候保護法 (仮称) 」 の制定を求める請願書
- 5) その他

午後 1 時 3 0 分開会

○委員長 (倉持悦典君) それでは、定刻になりましたので、経済常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は 7 名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、議会事務局長以下職員、それから都市建設部長、関係課長及び職員の方々が出席です。

では、早速これから議事に入ります。

なお、議案の説明については、簡潔によりしくお願いいたします。

まず、議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

議案第47号について説明を求めます。

部長、よろしくお願いいたします。

○都市建設部長 (片見和男君) それでは、私の方から概要をまず述べさせていただきます。

議案第47号の農業集落排水事業特別会計の補正予算でございますけれども、これは新規加入に伴う公共樹設置に対応するための補正でございます。金額は100万円でございます。

詳細については、下水道課長よりご説明申し上げます。

○下水道課長 (豊島利夫君) それでは、議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) についてご説明申し上げます。

下の第 1 条に書いてありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億743万9,000円とするものでございます。

ページ数が47号の 4 の方をお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、繰越金で100万円の増額補正をさせていただきます。

歳出につきましては、農業集落排水事業費の整備費の方で15節の工事請負費で100万円を増額補正させていただくものでございます。

中身につきましては、先ほど部長の方からもありましたように、公共樹の取り出し工事でございます。これから3件ほど新規加入したいというように見込まれていますので、100万円を増額させていただくものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（倉持悦典君） 以上で、議案第47号についての説明が終わりました。

これに対する質疑及び意見を行います。

どなたか委員の方でご質疑ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君） なければ、議案第47号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第48号についての説明を求めます。よろしくお願いします。

○都市建設部長（片見和男君） それでは、続きまして、議案第48号、水道事業会計補正予算についての概要について私の方から述べさせていただきます。

こちらの今回の補正につきましては、上下水道使用料一元化に伴う経費、そして減価償却費確定のための補正でございます。金額につきましては283万4,000円でございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。

○水道課長（中山和明君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第48号でございます。平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

2条での収益的収入及び支出でございます。これは費用的な予算、3条予算です。その3条予算に定める収益的収入及び支出の予定額をお願いするものでございまして、下の支出でございます。収益的支出総額は、営業費用、先ほど部長から金額提示されましたが、営業費用が283万4,000円を補正することによりまして、合計で10億5,368万2,000円となるものでございます。

詳細につきましては、48の6をお開き願います。

平成21年度のつくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）の実施計画明細書でございます。これらの営業費用の補正が283万4,000円で、合計で9億7,631万7,000円、その内容としましては、4総係費でございます。総係費では補正額が120万7,000円でございます。これは委託料でございまして、上水道料金と下水道使用料金の一元化に伴いまして、そのシステムの変更はそれぞれの名義やまた口座の支払い名義が異なること、約1,000件ほどございまして、そのデータの業務委託でございます。

あと、上下水道料金システム46万4,000円は、下の20賃借料の予算の入れかえでござい

ます。

次に、減価償却費でございます。補正額162万7,000円でございます。62構築物減価償却費が156万5,000円、これらの20年度で工事しました水道管、配水管の減価償却費でございます。あとその下の機械装置の減価償却が6万2,000円、これは機械の減価償却の確定に伴いまして補正するものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） 説明が終わりました。

これより議案第48号に対する質疑及び意見を行います。

どなたか。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君） なければ、議案第48号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）の都市建設部所管部分を議題といたします。

議案第44号についての説明をお願いいたします。

○都市建設部長（片見和男君） それでは、議案第44号の一般会計補正予算、都市建設部門の概要について、私の方からご説明申し上げます。

まず初めに、道路関係でございますけれども、合併特例債事業の用地買収と高速道路にかかる橋梁の落下防止柵の嵩上げ工事の補正をお願いするものでございます。

続きまして、都市計画関係でございますけれども、こちらにつきましてはまちづくり交付金事業の事後評価に係る報償金、そして市営住宅関係では修繕費の補正でございます。

以上の説明の詳細については、都市計画課、建設課、特定事業推進課の順番でご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） では、順次、課長、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（木村明夫君） それでは最初に、都市計画課からご説明いたします。

議案第44号の13ページからお願いします。

7 款の土木費、一番下の方ですね、7 款の土木費、1 の都市計画総務費の報償費で6万円を今回補正計上させていただきました。この6万円はまちづくり交付金の評価委員の報償金でございます。まちづくり交付金事業につきましては、平成17年度から21年度、今年度最終年度になりますが、主にメーンの事業として板橋コミュニティセンターの建設を行ってまいりましたが、総額で約3億8,800万円ほどの事業を展開してまいりましたが、こちらの事業につきまして、国の方の指導によりまして事後の評価をして最終的に提出しなさいと、それも委員も、例えば大学教授を必ず入れなさいとか、そういう規定がございまして、そのために今回、これから要項等を作成いたしますが、委員さんをお願いしまして、それで評価をして最終の事業とするというものでございます。そのための委員さんの報酬

に6万円ほど計上させていただきました。

続きまして、次のページの7の土木費の住宅管理費、11番の需用費、修繕料で30万円ほど増額補正をさせていただきました。こちらにつきましては、現在ございます市営住宅101戸につきましの修繕料です。通常の住宅の修繕でございます。今年度も今までの流れですと、今年度の予算、実は140万円ほど修繕費持っておりますが、これまでに100万円ちょっともう既に消化させていただきました。また、大変大きな修繕等も突発的にあらわれておりまして、今年度は例えば狸穴住宅の上水道のポンプが壊れてしまって、そちらにも多額の修繕費をかけるというようなこともございまして、もう40万円を切ってしまったような状況でございまして、今後の効率的な住宅運営のために30万円ほど増額補正をさせていただきたいということで乗せさせていただきました。

都市計画課の方からは以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

○建設課長補佐（浅川昭一君） 続きまして、建設課の補正予算についてご説明申し上げます。建設課の浅川と申します。よろしくお願いいたします。

まず、歳出予算から入りたいと思います。

議案第44号の13ページをお開きください。

真ん中の表になるのですが、7款土木費、2項道路橋梁費、4目の橋梁維持費の15節工事請負費の中で、高速道橋落下物防止柵嵩上げ工事ということで、1,900万円の増額補正を計上させていただきました。

この工事の内容なのですが、昨年度になりますか、常磐自動車道におきまして、高速道路をまたぐ道路にかかる橋の上から高速道路本線へブロック等の投げ込みがありまして、高速道路本線を走行中の車に損害を与えるといった事故が多発しております。この事故はつくばみらい市管内ではなかったのですが、隣の守谷市では起きております。これに対して、高速道路を管理しています東日本高速道路株式会社のNEXCOとしても、緊急の対応を講じるということの必要性を解しております。ただし、当市の高速道路上にかかっている橋は市に移管されております。NEXCOでつくった橋なのですが、市道にかかっている橋ということで、現在は市で、もしくは県道の部分は県で管理になっております。

今後そのような事故が起こることになりますと、市の責任も問われるということになります。そういうことによりまして、県や市ではすぐに予算措置をして対応するということなかなか困難なものですから、高速道路関連の社会貢献協議会の当該対策として高速道路上にかかる橋の道路管理者の支援としまして、交通事故防止に寄与することを目的とする助成事業を打ち出されたところであります。当市を走る高速道路上をまたいでいる市道にかかる、うちの方は4橋、全部で7橋あるのですが、高速道路が開通とともにできた橋が4橋あります。この4橋について見てみますと、さびがひどくもう修繕の時期に来ております。この助成金というのは今年度のみということでの計画なので、来年度助成が保証されるかどうかというのが確約とれないものですから、今年度の補正で今回計上させていただきました。

簡単に言いますと、今まで高速道路上にかかる橋のネットフェンスが2メートルの高さでした。それを2メートルから3メートルにということで改修する工事の事業内容となっております。

以上で歳出予算の方は終わりたいと思います。

次に、歳入予算に入らせていただきます。

歳入の方は、議案第44号の8ページをお開きください。

上から二つ目の表、款で言いますと14国庫支出金、国庫補助金の4土木費国庫補助金の中に住宅市街地盤整備事業補助金というものと、緊急地方道路整備事業補助金と二つ書かれていると思うのですが、この事業内容につきましては、都市計画道路守谷小絹線の事業に当たります。守谷小絹線の事業は、今まで下の方の緊急地方道路整備事業という補助をいただいて事業を行ってまいりました。しかし、補助の獲得が厳しくて進捗状況が上がらない状況にありました。その対策として違う補助、何かいい補助がないかと検討した結果、上に書かれています住宅市街地盤整備事業補助金ということがわかり、去年途中から採択の申請を行っていました。当初予算には間に合わなかったもので、下の方の緊急地方道路整備補助金ということで7,639万5,000円を計上したものののですが、住宅市街地の補助金が採択になったということなので、新たに4,050万円を今回増額補正して、予定していました緊急地方道路整備事業補助金を7,639万5,000円の減額をすると。収入の財源内訳の変更になっております。事業費の方は変わりありません。収入の財源内訳の変更となっております。

次に、その下にあります一般補助施設整備等事業補助金、この1,395万円なのですが、こちらは田村、旧谷和原地区でございます、田村地区道路改良工事の補助金になっております。田村に関しては、昨年度より買収が始まりました。昨年までは市の単独事業の位置づけだったのですが、何か補助をもらえないかということで検討した結果、ここに書かれている一般補助施設整備等事業補助金というものが該当するので採択をいただきました。ですから、一般財源で賄おうとしていたものを補助事業に切りかえたことにより増額補正を1,395万円組んだものであります。

次に、その下のページをごらんください。20款の諸収入、1雑入、4雑入の中の一番下に社会貢献事業助成金というものが計上してあります。これにつきましては、先ほど歳出の方でご説明しました高速道路関係の助成金でございます。今回は、4橋分ですので1橋当たり250万円の助成金をいただいて工事に入ろうかと思っておりますので、こちらで250万円掛ける4橋の1,000万円を増額補正しております。

次に、その下の21款市債です。1土木債、1市道整備事業債なのですが、こちらの9,870万円の内訳についてご説明します。

一番上に市道整備事業債守谷小絹線とありますが、こちらは先ほど歳入の一番最初にご説明した緊急地方道整備事業から住宅市街地盤整備事業に変わったよというご説明を申し上げたのですが、それとともに起債も借りますということで、3,640万円の起債を借入れ予定しております。守谷小絹線の事業でございます。

それと次ののですが、地方道路等整備事業債に関しましては、その下、済みません、臨時河川等整備事業債とこれ財源内訳の入れかえでございます。といいますのは、この事業は県事業で今、中通川の改修事業が進んでいるかと思うのですが、その改修に伴いまして今回は伊奈新橋のかけかえが発生いたします。そのかけかえについても県で行う事業の位置づけになっているのですが、市でもそれに対して負担金を出しております。その負担金に対して起債を借りるものでございます。当初は、河川の事業であることによって臨時河川等整備事業債で借用しようと考えておりましたが、実際、市としては河川の整備でなくてそこにかかる、市道にかかる橋に対しての補助なので道路の部分ではないかということでその上の地方道路等整備事業債が好ましいということで、県で確認した結果、臨時河川

等整備事業債を7,550万円減額して、地方道路等整備事業債として新たに6,230万円を増額補正したものであります。この差額に関しましては、当初予定していました臨時河川等整備事業債については、事業費に対して充当率が85%借り入れができたのですが、新しい地方道路の方ですと70%の充当率ということで、若干一般財源の持ち出しが多くなるような補正になってしまいました。

以上で建設課の説明を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○特定事業推進課長（中泉次男君） 続きまして、特定事業推進課の方からご説明させていただきます。

今回、補正をお願いする案件は2件でございますが、1件目は丘陵部地内の都市計画決定された市道の整備負担金、いわゆる119条負担金であります。その財源の内訳、これ従来、55%が起債、残りの45%、これが基金となっております。今年度からその起債の充当率が90%まで可能となったために、起債90%、基金10%に財源を変更するものでございます。

議案書の44号の9ページをお願いいたします。

上から2番目のまちづくり基金繰入金ということで、6,650万円の減となっておりますが、これは負担金総額が1億9,000万円でございます。それを45%から10%にいわゆる35%減にするために6,650万円を減額するというものです。

それと、変わりました一番下の土木債、上から3番目、都市計画事業債、これが同額、いわゆる起債の方がまちづくり基金を減額した分入れかえをするということで増額となっております。いわゆる財源の変更の補正ということでございます。

それと2件目でございますが、議案書の13ページをお願いいたします。

上から2番目の土木費、道路新設改良費の公有財産購入費、それとその下の補償補填及び賠償金ということでございますが、これは豊体横町下宿線、これの用地費が年度当初より1件ふえました。これによりまして今回補正をさせていただくものでございます。

内容といたしましては、宅地が1筆、補償の方は家屋1棟でございます。財源につきましては合併特例債でございますので、恐れ入ります、戻っていただきまして9ページを開きいただきたいと思います。市債の方の一番下の合併特例債というものがございまして、ただいまの事業費の95%が合併特例債として4,870万円を計上させていただきました。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） 説明が終わりました。

これより議案第44号の都市建設部所管部分についての質疑及び意見を行います。

どなたか。

古川委員。

○委員（古川よし枝君） 幾つかあるのですけれども、住宅管理で今回修繕費が30万円補正を組まれていますけれども、秋葉山の高層の方の住宅の、全部屋見ていないのでわかりませんけれども、一部分、部屋のカビが真っ黒く繁茂しているのですよね、そういうところがあるのですね。ですから、その使い方にもよるのかもしれないけれども、ぜひ部屋の中の壁、部屋の内装、黒くカビているので、それもぜひ原因も含めて把握が必要ではないかというふうに思うのですが、今後見ていただきたいというふうに思います。

それから、守谷小絹線の道路の財源の変更があったということで、緊急地方道路整備の補助金がなかなか難しいというか、それで住宅市街地基盤整備の方に変えたということで、

補助金の額が違うのですけれども、そうすると持ち出しが多くなるということになるのですか、一般財源の。

○建設課長補佐（浅川昭一君） この金額の減については、補助率が55%から50%に減ったということもありまして、減ったわけなのですが、それに対しては起債で賄うということで、当面は、起債なので借金なので後で返済はする必要はあるのですが、起債についても一応交付税措置が見込めるものを選びました。

○委員長（倉持悦典君） いいですか。

ほかに。

岡田委員。

○委員（岡田伊生君） 13ページの橋梁維持費ということで、これ単純な質問なのですが、これはどこの自治体もそういうふうな対応を迫られているのですか、まず、それが第1点、市道だという感覚で。

それと4橋で1,900万円ということなのですが、これも、例えば工事の業者というか、これは特定されているのかどうか。

それと、9ページの伊奈新橋のかけかえ工事、中通川の拡幅工事に伴うということなのですが、これもやはり市が管理しているのだからなるのだというような説明なのだけれども、県の方の言い分はそうなのでしょうけれども、その辺の交渉というのはしたのですか。例えば中通川の工事の中でしていただきたいというような、あくまでも、県からそういうふうに来たのでしょうかけれども、その辺のやりとりというか、その辺ちょっと聞きたいのですが。

○委員長（倉持悦典君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（浅川昭一君） お答えします。

まず最初に、高速道路関係で、うちの方だけでなく、全国的にこの事業は展開するということでN E X C Oの方からは要望されております。

それで、業者に関しては、うちの方で発注して助成金をいただくということなので、特に決められた業者ということではありません。

それと三つ目なのですが、中通川の改修に関しての負担金のお話なのですが、こちらは河川法をもとに県の負担分と市の負担分というのが河川法で決まっていまして、それに準じた率を使いまして負担している分でございます。

○委員長（倉持悦典君） 岡田委員。

○委員（岡田伊生君） わかりました。

落下物防止の嵩上げ、これの工事の件なのですが、それはそれでわかったのですが、全国的にそうなのだと、助成制度もできているからこういうふうな流れになっているということなのですが、一般的に住民サイドから見ますと、やはり高速、今度無料化だ云々だという議論はありますけれども、今まで高速代を払ってやっていたわけですよ。管理費としてなぜまたいでいるのだからそこは市でやりなさいよということ、この辺になると市の問題ではなくなってしまうのかもしれないのですが、その辺についてはどうだったのでしょうか、話をする場はなかったということですか。

○建設課長補佐（浅川昭一君） 一応そのお話はしたところなのですが、実はまたいでいる橋というのは市の道路でございまして、橋に関してもつくったのはN E X C Oなのですが、移管を受けていまして、市で管理する部分というものです。なので、市で管理すると

いうことは、そこから投げ込まれると市でも責任が問われるということになるということなのですけども。

それと、済みません、一つ訂正よろしいですか。

先ほど中通川の改修の件でお答えしたわけなのですが、一応市の負担する部分というのは河川法でも決まっているのですが、それは何に基づいているかというところ若干歩道がつかまして、今まで歩道がなかったのですが、歩道付きの橋になるわけなのです。その拡幅部分に対して市で負担するような内訳にはなっております。

○委員（岡田伊生君） わかりました。

橋梁の落下物防止の嵩上げについては、議論する場所が違うのかなと思うのですが、何かありましたらまたそういうときにでもちょっと声を出していただければと思います。

○委員長（倉持悦典君） では、次に中山委員。

○委員（中山栄一君） ちょっと古川委員と岡田委員から出たのでほとんどダブるようなのですけれども、ちょっと確認なののですけれども、建設課の方で先ほど守谷小絹線の補助金の減額して、補助金7,600万円が当初の予算ですけれどもこれが出ないということで減額補正して4,000万円、残りの3,640万円が借金をするということでしたよね。この3,640万円は、先ほどの話だと交付税措置されるのだということ、これ元利償還金が全額交付税措置されるようなものなのですか、これは。

○建設課長補佐（浅川昭一君） いいえ、全額ではございません。

○委員（中山栄一君） そうすると、これ今後どうなのですか、補助金が当初予算に計上されていて、7,600万円出ないから今度4,000万円と起債を3,600万円して、それが起債した分については地方交付税措置されるといっても全額措置されないというと市の負担がだんだん大きくなるわけだよね。そうすると、これからのこの事業というのはまだ先がずっと長いと思うのですけれども、この辺はどうなのですか、今後の見通しというか、考え方というか、こんなことで補助金が申請したけれども出ない、ではまた何かを借りようというようなことで進まざるを得ないという状況なのでしょうかね。

○委員長（倉持悦典君） これは部長からですか。

部長、お願いします。

○都市建設部長（片見和男君） それでは、こちらについてご説明申し上げます。

今までは交付金事業ということで行って、こちらの方の44の8ページにも書いてありますように、緊急地方道路整備事業補助金ということで整備を行っておりました。ただ、先ほど担当の補佐の方からお話があったように、なかなか補助金につかない状況でございます。そういうことで、県の担当課とよくご相談したところ、こちらの近くには区画整理事業を取手の下高井地区で行っているというところがございます。そちらの方の関連する補助についてはこちらよりも余裕があるということで補助金がつきやすいのではないかなというふうなお話がありました。そういうことで、今回、下高井の整備の、年度内に整備しなくてはならないのですが、これは平成25年度までの整備を目指してこちらの住宅市街地基盤整備事業、住宅の区画整理関係の補助金ですが、これを投入して補助をいただいて整備を促進したいというのが市の考え方でございます。

ですから、私どもの方は県との今までのやりとりの中で前よりも補助金がつくのであろうというふうに思っております。補助金が前よりも要望額に対して採択がなるのではないかなというふうに思っております。

- 委員（中山栄一君） では、今度はそういう方向で。
- 都市建設部長（片見和男君） はい、ですから、この事業を投入することによってより一層推進できるというふうに思っております。
- 委員（中山栄一君） もう1点いいですか。

先ほどの高速道路の市道の落下物防止の嵩上げとありましたよね。これ1,900万円かかって助成金でやるということ、この助成金はこの落下物防止のための助成金というのではなくて何か違うものがたまたまそのときに出たということで、そういうわけではないのですか。これを嵩上げするのに、それに対する補助金なのですか。

- 建設課長補佐（浅川昭一君） そうです。
- 委員（中山栄一君） これ1,900万円、全額出たと。
- 建設課長補佐（浅川昭一君） 1,900万円の事業費に対して1,000万円の助成金をいただけるといった内容です。
- 委員（中山栄一君） 1,000万円の助成金、ということは900万円が市の方で負担。
- 建設課長補佐（浅川昭一君） はい。
- 委員（中山栄一君） その県とのやりとりは先ほど岡田委員の方から質問がありましたので、わかりました。
- 建設課長補佐（浅川昭一君） それと、先ほど部長が下高井に対して25年までと言ったのですが、27年でございました。済みません。

- 委員長（倉持悦典君） 堤委員。
- 委員（堤 實君） 今の関連なのですけれども、2メートルから3メートルに嵩上げすると。これは具体的にあれですか、つなぐわけではないだろうから、取っ払って3メートルにするのですか。やり方について。
- 建設課長補佐（浅川昭一君） 既存のものは一応残した状態で、横に、内側に3メートルのものを立ち上げるといったものでございます。
- 委員（堤 實君） もう1点。これは44の14ページ、この住宅管理費の中で101戸の住宅について140万円からもう既に100万円を使ってしまったと、さらに今度30万円をプラスしないと今後の見通しを見てできないということですね。

これは、あれですか、これは平均で決まってしまうているのですか、1件幾ら金がかかると、このポンプ。

- 委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。
- 都市計画課長（木村明夫君） お答えします。

101戸の住宅は実は昭和45年に建てた古いものから、それから古川の住宅、それから秋葉山の住宅、鉄筋コンクリートの住宅まであります。それをすべて合わせると101戸分ということになります。

それで、今まで例えば市営住宅の修繕費なのですが、例えば平成18年度には224万8,994円、1年間でかかっています。19年度には185万7,329円、20年度には183万6,055円というふうに、実は毎年毎年少しずつ手を入れながらいろいろな工事がございます。今年度もこの調子でいくと例年と同じぐらいの修繕費が必要になってくるのかなと。ただ、私ども財源の関係がございましたので、最初から多くとるということではなくて、その推移を見ながら毎年少しずつ補正で対応させていただいていると。今回はまず第1弾として30万円をお願いしたいということでございます。

それから、修理のどういうものかということなのですが、これは全部ケースは全く違います。例えば今年度でいきますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、秋葉山の受水槽のポンプ、これが完全にだめになってどうしても修理をしないといけない、これだけで35万円ほどかかります。例えばほかにも市営新山住宅の玄関の敷居が腐ってしまって直すとか、そういったいろいろな修理、何十件もございます。そういうものをひっくるめて、今現在まで140万円の予算のところを100万円を超えるような修理状況ですというお話をさせてもらいました。

○委員（堤 實君） わかりました。

○委員長（倉持悦典君） これに関して私からも。

賃貸住宅の中でかなりもう年数がたって、退居者が出たときに次の入居者を募集できないほど、とても修繕とか清掃ではたえられないような、修理不能というものも出ているみたいな話を聞いているのですが、その辺はどうなのですか。

○都市計画課長（木村明夫君） おっしゃるとおり、昭和40年代につくりました木造の住宅につきましては、旧谷和原村が持っていました小絹地区に持っていました住宅についてはすべて撤去されて、それで新たに古川住宅の方に全員移動されたという経緯がございますが、旧伊奈地区につきましてはまだ相当数そういった住宅が残っております。

実際にごらんになって一目瞭然わかんと思うのですが、もし退居された後にそこを直してまた住んでいただくというふうな見積もりをとりますと、実は何百万円もかかってしまうと、それよりは撤去してまた新たな住宅、これは先年来、古川委員からいろいろな住宅の質問は受けているのですけれども、やはり根本的などういう方向でいくのかということは今、この間の一般質問でもお話したように、県営住宅を何とか持ってきてみたいとか、いろいろな方法を模索しながら、やっぱり今すぐに住宅を建てるということはなかなか難しいものですから、そういった方向も含めて、ただおっしゃるとおりもう住めないというような状況にあるものも確かでございます。

以上です。

○委員長（倉持悦典君） 耐用年数も過ぎてしまっているということもあるのでしょうか。でも、今入居している人に管理というか、一般質問でもありましたよね。とても今の市の財源で市営住宅を建てることは不可能だと、県の住宅だっていつ要望を聞いてもらえるかわからないような状態なので、なるべく長持ちさせるように、入居者にも啓蒙してもらいたいと思います。

○委員（堤 實君） 今の話、先ほど45年と聞いたのですけれども、築が、そうなるとうう40年近いのではないですか。ですからそれでは無理でしょうね。

○都市計画課長（木村明夫君） 秋葉山の木造住宅は昭和42年に建設です。それから新山住宅は43年、小張の愛宕住宅は昭和44年の物件でございます。耐震関係などを見ましてもやはり危ないような危険な状況もございますので、その辺もうまく修繕しながら、有効に活用していきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（倉持悦典君） 堤委員、いいでしょうか。

では、坂委員。

○委員（坂 洋君） 先ほどのこと、橋の嵩上げのことでちょっと教えていただきたいのですが、助成金が1,000万円で工事費が1,900万円、これは最初に助成があるから工事をやろうと決めたのかどうかということと、あと先ほど発注してから助成がもらえると言われ

ましたよね。この発注というのは業者から見積もりをもらってやるのかどうか、その見積もりがこの助成の1,000万円よりも低かった場合は、そういう関係はどうなるかというのを教えてもらいたいのですが。

○建設課長補佐（浅川昭一君） かかっている橋、対象の橋については、高速道路が開通したときからある橋なものですから、もう30年から40年くらいかかっているもので、ネットフェンスもさびてしまって、本当に修繕の時期に来ているというのもありまして、先ほど言った助成金の要項につきましても、来年度以降助成できる保証はないということで確認しております。どっちみちいずれかは嵩上げもしなくてはいけないし修繕もしなくてはならない状況でありますので、今年度の補正で助成が確実にいただけたときにやるべきではないかと、将来の財政負担も考えて助成を幾らかでも受けるべきではないかということ で計上しました。

250万円の補助、1橋当たり、限度で今250万円なのです。ですから、例えば橋の見積もりでなくて入札になるかと思うのですが、入札で1橋例えば250万円かからなかったよということであれば、例えば180万円で落ちましたということであれば180万円の助成しかもらえない、限度が250万円ということでございます。

○委員長（倉持悦典君） 答弁が終わりました。

坂委員。

○委員（坂 洋君） ということは、この1,900万円というのはこのくらいかかるであろうというこちら側の判断で額を出しているわけですね。

○委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。

○建設課長補佐（浅川昭一君） 一応ある程度の基準がN E X C Oの方から示されていますので、その基準に基づいて設計の試算をした結果で今回補正はっております。

○委員長（倉持悦典君） いいでしょうか。

岡田委員。

○委員（岡田伊生君） 今のに関連するのですが、今N E X C Oさんと言いましたよね、一応ある程度の試算は出ているのでしょうかけれども、ただ、先ほどもちょっと言ったのですけれども、こちらで業者が指定できるのであれば、あくまでもひも付きで来て、ここの業者を使いなさいよではちょっとあれなので、その辺を、地元業者も優秀な人がいますので、こういう情勢ですので、ぜひともその辺を推していただきたいと思っております。これは要望です、お願いします。

○委員長（倉持悦典君） 答弁はいいですね。

中山委員。

○委員（中山栄一君） ちょっと確認なのですが、さっきの合併特例債4,870万円、歳出で道路新設改良費の工作物等補償と道路用地費。工作物等補償は、あそこの住宅ですよ、道路にかかる。その後の住宅関係はどうなりますか、ちょっと教えていただきたい。

○特定事業推進課長（中泉次男君） 豊体横町下宿線の補償、いわゆる住宅がかかりますので、その補償費と、それからその宅地分の買収費ということになります。

○委員長（倉持悦典君） 中山委員。

○委員（中山栄一君） そうしますと、あそこの住宅は大体それで補償は終わるのですか、まだ残ってはいるのですか、その辺お願いします。

○特定事業推進課長（中泉次男君） 買収関係の予定ですが、今年度で、いわゆる21年度

末、今回の補正も含めまして、あと住宅は2件残る予定です。22年度に一応住宅については2件買収していきたい、基本的には合意はいただいておりますので。

○委員長（倉持悦典君） 中山委員。

○委員（中山栄一君） あの延長線で道路用地で田んぼのところでは何か1件何かまだ同意されていないようなところがあると聞きましたけれども、あの辺は、ちょっと申しわけないですけれども、これと直接関連ではなくて。

○委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。

○特定事業推進課長（中泉次男君） ご案内のように、お一人まだ同意をいただけない方、この方は宅地ではございません。いわゆる田んぼなのですけれども、事業に基本的に反対ということではなくて条件がございます。その条件がちょっと市といたしましては不合理かなということでもまだ交渉中、いまだ同意はいただけないということで継続して交渉しているところです。

○委員長（倉持悦典君） いいですか。

坂委員。

○委員（坂 洋君） ちょっと確認なのですけれども、先ほどの嵩上げの件でまとめて質問すればよかったのですが、市のかかっている高速道路には七つの橋があると言いましたよね。そのうち四つやるのだと。この残りの三つというのはどうなっていますか、教えてください。

○建設課長補佐（浅川昭一君） 残りの三つというのは、まだかかって間もない橋があります。ただ、修繕は必要ないものなので、2メートルから3メートルにしたところでどれだけ防止柵が効果が出るのかというのが、2メートルでも3メートルでも越されてしまうのではないということも考えられますので、当面は修繕も含めたものということで4橋の計上をしています。金額が結構かさばるものですから、できれば7橋ともやりたいということも考えたのですが、一応今回は古いものを対象に4橋ということで決定しております。

○委員長（倉持悦典君） この新しい橋、残りの3橋の高さも2メートルしかないのですか、フェンスは、今。

○建設課長補佐（浅川昭一君） そうです。

○委員長（倉持悦典君） では、やっぱり危ないのは危ないのですね。わかりました。

廣瀬委員。

○委員（廣瀬 満君） 市営住宅が42年、43年、44年と、その当時のやつはほとんど減価償却がとれないわけだよね。家賃とかそういうものも、谷和原村の時代に御出子住宅、あれがやっぱり新しく古川住宅を建てても越せなかったんだよね、家賃の関係で、新しく建てると家賃上がりますから、それで3,000円くらいで入っていてなかなかその人たちが住んでいるということで何年もかかったわけだよね、処分するのに。伊奈地区の住宅だと思うのですけれども、先ほど聞いた地域は。

償却が終わった時点ですよ、そうすると今家賃どのくらいでそういうところは貸しているのですかね。一つ、その点。

○委員長（倉持悦典君） 木村課長。

○都市計画課長（木村明夫君） 家賃は実は収入との絡みで計算するものですから、一概に幾らという数字は出てこないのですが、おっしゃるとおり、例えば一番低い方で

は3,000円程度からございます。

○委員（廣瀬 満君） あと橋梁の関係で、中通川の。中通川の改修が当初は24年度くらいまでに改修できるということだったのですけれども、今大体34年と10年くらい延びてしまったわけだね。それでも予定ですから予算がつかなければ何年かかるかわからないと。市道の橋、それは歩道というのは、新橋だと思うのですけれども、あの上ずっと市道結構あると思うのですよね、そういうときに、やっぱり拡幅とかその時点になって要望が出てくると思うんだよね。また歩道をつけてくれとか、車道だけではとか。そういう場合に市の負担というのはパーセントでそれなりの負担率というのは決まっているわけですか。

○建設課長補佐（浅川昭一君） 橋に関しては河川法によって負担の割合は決まっております。

○委員（廣瀬 満君） もう一ついいですか。

そうすると、今かかっている現橋、それよりも今後車道を広げたいとか、道路が広がってくる場合、そうすると幅が広がったりするわけだね。それに対しても市の負担というのはそれなりの負担割合というのかかるということですか。そうではなく、国県のパーセントの負担で済むということですかね、その辺をちょっと。

○委員長（倉持悦典君） 部長から。

○都市建設部長（片見和男君） 河川改修をした場合に、道路管理者が今までかかっていた橋を、費用負担の件なのですが、例えば今まで河川が10メートルの川幅があったと、それが20メートルになりましたという場合に、橋梁の幅員が同じであれば、それは市の負担はございません。延長が長くなった分はそれは河川の改修のお金で負担します。ただし、今まで5メートルだった橋をこれを10メートルにしたいのだと、そうした場合はその拡幅部分については道路管理者が負担するのが基本でございます。ですから、極端に橋を広げるといえることになると前後の道路も拡幅しなければいけませんので、慎重に計画を練って今後整備するものは検討しなくてはいけないのだと思います。

以上でございます。

○委員長（倉持悦典君） この件に関しては、今までかかっていた橋と同じグレードというか、長さだけ変わる分には負担がなくて、今度の伊奈新橋に関しては歩道をつけるというそのグレードアップ部分に対して負担ということですね。今までかかっていたのと同じだったと聞いていたのですが、そのとおりですね。わかりました。

○都市建設部長（片見和男君） ちょっと一言、追加でお話ししたいのですが、ただいま申し上げましたのは永久橋から永久橋にける場合でございます、例えば現道に木橋があった場合、それを今度永久橋に変わる場合には現在の木橋から永久橋にする場合の応分の負担というのは河川管理者から求められます。ただきょうはそういうデータを持っていませんので、そのお話だけしたいと思っております。

○委員長（倉持悦典君） いいでしょうか、ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君） では、都市建設部の所管に関する質疑は以上で終了いたします。では、今度市民経済部の方に入ってもらいますので、暫時休憩をとりたいと思います。

午後2時30分休憩

午後2時40分開議

○委員長（倉持悦典君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部が変わりました。

次に、議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）の市民経済部所管の部分を議題といたします。

議案の説明のために中川市民経済部長ほか、関係課長、職員が出席しております。

それでは、議案第44号について説明をお願いいたします。

○市民経済部長（中川 修君） 市民経済部関係は、今回、農政と産業政策の2課でございます。

農政課の方は県の補助金3種が一本に統合されるという事案と、それからあともう1点、農地利用集積関係の補助に係るものでございます。さらに、産業政策課関係でございますが、こちらにつきましてはがんばる商店街関係の補正、それから消費生活センターに係るもの、もう1点、最後がリフォームの助成制度に係るものでございます。

順次説明しますので、どうぞご審議の方よろしくをお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） では農政課からお願いいたします。

○農政課長（坂田 宏君） それでは、農政課より説明をいたします。

議案書については44号の8から44号の12までに歳入歳出載っております。

まず最初に、補正予算をとった提案理由というものを簡潔に説明したいというふうに思っています。

部長からありましたとおり、茨城県におきましては県補助事業にある水田農業構造改革推進事業費補助、水田農業推進センター活動費補助、及び数量調整円滑化推進事業の補助、この効率を高める目的で3事業の統廃合に伴う1本化が行われました。当市においても県との整合性を図るために補正予算を計上しております。

また、同じ県補助事業である担い手農地利用集積促進事業補助、これにつきましても市の負担軽減を図るという観点から、茨城県水田農業推進協議会からつくばみらい市の水田農業推進協議会に配分されております産地づくり交付金、国のお金ですね、この交付金を用いて助成を行うということをつくばみらい市の水田農業推進協議会において先般議決がなされております。これに伴い市の予算の削減を計上いたしました。

全体といたしましては、歳入の農林水産業費県補助金については251万6,000円を減額し、これに伴い歳出の水田農業構造改革対策費524万9,000円を減額するものとなっております。今回の補正により減額される市単独の補助に限って見ますと、水田農業構造改革推進事業費補助が20万円の減となっております。また、水田農業推進センター活動費補助、これが53万3,000円の減となっております。そして、担い手農地利用集積促進事業補助ですが、これについては国の産地づくり交付金に切りかえるということで200万円の減となり、合計で273万3,000円の負担減となっております。市単独に限ってです。

以上が主なものでございます。

それでは、歳入のページから再度確認をしたいというふうに思います。

44号の8ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節農林業振興費補助金251万6,000円の減ということでございます。節については細節が4本載っております。

一番最初が、先ほど申しました水田農業構造改革推進事業費補助金、これが2分の1が県費となっております。これが20万円の減。それから水田農業推進センター活動費補助金、

これ農協で行っております減反の窓口等の事務費の補助金になっています。これも県費が2分の1ということで、これが53万3,000円の減。続きまして、数量調整円滑化推進事業費補助金、これについては全額県費の補助金でございます。これについては21万7,000円の増額というふうになっております。最後に、担い手農地利用集積促進事業補助金、これが200万円、これが県費が2分の1ということです。後ほど歳出でも説明しますけれども、この4点、3本が減額、数量調整円滑化推進事業費補助金だけがプラスということでございます。総額が251万6,000円の減ということでございます。

続きまして、歳出の方ですけれども、44号の12ページをお開き願いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

中段、5款を説明いたします。5款、1項、6目、水田農業構造改革対策費、細節でございますが、節は11需用費、これについては40万円の減、内訳は消耗品費、それから印刷製本費、消耗品費が14万2,000円、印刷製本費が25万8,000円、合わせて40万円の減ということでございます。これについては、歳入で2分の1来ていますので、ここでは20万円減ったところ40万円、すべて減ということでございます。

続きまして、19節、負担金補助及び交付金、補助金の部門ですけれども水田農業推進センター活動費補助金106万6,000円の減、それから地域数量調整円滑化推進事業費補助金、これは21万7,000円の増ということでございます。続きまして、担い手農地利用集積促進事業費補助金400万円、これも2分の1が県ですので市で歳出は400万円、これを国の交付金に変えるということでございます。先ほど言いましたように、農政課の補正の計上については市単独の補助で見ますと273万3,000円の負担削減というふうな内容になっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

では、次にお願いいたします。

○産業政策課長（奈幡 優君） それでは、産業政策課の方から今回提出いたしました補正予算についてご説明いたします。

まず、議案第44号の7をお開きください。第6款の商工費でございます。補正の前が1億2,512万円ございましたが、今回289万1,000円の補正を行いまして、合計で1億2,801万1,000円となるような形でございます。

財源の内訳としましては、県費が101万1,000円、それと一般財源が188万円でございます。

内容につきましては、次のページをお開きいただきまして、議案第44号の8で、一番下の欄なのですが、15款の県支出金、7番の商工費県補助金でございます。一番右の方に移っていただきまして、がんばる商店街の支援事業補助金として48万円、茨城県消費者行政活性化基金事業費補助金が53万1,000円でございます。

内容につきましては、まず、がんばる商店街の方なのですが、商工会で行う商工会地域振興対策事業費に対する補助でございます。つまりプレミアム商品券発行事業と商業活性化推進事業の商工会の事務費360万円に対して県の方から48万円の補助の申請が認められたことにより48万円の補助を行うものでございます。

これは、最初の予算編成のときにはまだこれがわかってございまして、4月になってから県の方から補助が出るような形の内示をいただきましたので、今回補正を行うよ

うな形でございます。

その下の茨城県消費者行政活性化基金事業費補助金でございますが、これは消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するために、市町村が行う消費生活相談窓口の機能の強化に向けた地方公共団体の取り組みに要する経費に対して10分の10、つまり100%でございますが、補助率が出まして53万1,000円の申請が認められたことによる補正でございます。

これは歳入の方なのですが、次に歳出の方なのですが、44号の12をごらんください。

一番下の方ですね、6 款の商工費でございます。まず、右側の補助金としまして住宅リフォーム資金助成制度補助金といたしまして、当初300万円の予算を組んでございましたが、7月の終わり時点で全部評判もよくて使い切ってしまったというか、それで200万円の増額という形で補正をお願いするものでございます。それと、この制度は期間を19年度から3カ年と限定したものでございまして、今年度が最終年度になり、件数が早いうちに増加したのかなというような感じを受けます。

それと、次に、がんばる商店街支援事業補助金でございますが、これは当初、単独費としまして市の方で60万円の補助金を計上しておりましたが、先ほど冒頭で説明したように、県の方の補助金が48万円認可されましたので、市単独費の補助金を同額の48万円に変更しまして、県補助金と市単独費を合わせた金額96万円を全体補助金としまして、そこから最初に組んでいた当初予算60万円を差し引いた36万円を増額補正するものでございます。

次に、その下の5 節の消費生活対策費でございますが、これは消費生活センターの第1点目としてセンターの相談員のスキルアップを図るための研修費、第2点目として消費者行政活性化のためのチラシやポスター、のぼり旗、封筒の作成でございます。それと、3点目として機能強化のための案内板と机、いす等の備品購入で全体としまして53万1,000円、細かくいきますと9 節の旅費の2万2,000円、需用費の35万8,000円、それと備品購入、これは消費生活センター用の机とかいすとか、先ほど申しましたものをかうための金額でございます。負担金補助としまして消費生活相談員研修の負担金としまして1万1,000円というような形で今回補正をお願いするものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） 以上で説明は終わりました。

これより議案第44号の市民経済部所管部分について質疑及び意見を行います。

どなたか。

古川委員。

○委員（古川よし枝君） 44号の12ページの商工費の、今説明がありました住宅リフォーム資金助成制度の補助金なのですが、今年度でこの事業が制度からいえば期限なのなのですが、19年度から見ますと、19年では45件利用されて、それで総工事費5,500万円、20年、去年が57件で8,100万円の工事が市内で受注されているのですね。ことしも今現在43件というふうに担当者が言っていて、総額工事費は4,400万円ということなのですから、ぜひこういう実績も踏まえて、やっぱり地域の活性化、経済の活性化といったらもろに活性化になる事業だと思うのですね。そういう点では、今回の予算もそうですけれども、ぜひこの事業を今後も続けるように、来年度も続けられるようにPRも含めて充実させてほしいなというふうに思うのですね。

中身を見たら、どういう事業が多いのですかといったら、やっぱり住宅リフォームとか、床とか、もちろんそういうことなのだけれども、耐震についてどうですかというふうに聞

いたのですね。そうしたら、耐震のための補強工事というのはあまり数はないようですが、ということなのですが、今後、その耐震も含めて、地元の業者さんにもいろいろ研究していただいて、ぜひ地元で受けられるような体制も連携もしながら、ぜひこれはもろに地域活性化になるわけですから、続けていってほしいなというふうに思っております。要望も含めて、意見を述べていただきたいと思います。

それから、同じく、消費生活センターの方の相談員なのですが、これも非常にスキルアップだというふうに今説明があって、本当にそうだと思うのですね。この中で、かなりの数の相談があって、担当者に聞きましたら、難しくて未解決だというような、相談したのだけれども何の解決にもならなかったという、そういう苦情は来ていないというふうに言っていますね。それで、特徴的なのは、御存じだと思うのですが、70歳代以上の人の相談が多くて、これは金融関係の悪徳商法ではないですが、そういう関係の相談が多いというふうに特徴が言われておりましたね。だから、そういうものも今後の市の高齢者の福祉の施策などに生かしていければと思うのですが、一層のスキルアップを望むところです。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。

○産業政策課長（奈幡 優君） それではお答えします。

まず、来年度なのですが、来年度も実施するような形で協議はしている段階でございます。できれば実施したいのですが、ただ県内の市町村を見ますと5市町村ぐらいしかこのリフォームの助成という形はやっていませんので、やはり3年ぐらいがやっている中でも、やめた市町村もございます。3年ぐらいでみんなやめているような形で、やっているとしても助成の金額を変えて、古河市などは助成の金額をちょっと低めてやっているような形ですので、その辺も検討しまして、来年度の方も財政の方もありますので協議していきたいと思っています。

それと、あと消費生活センターなのですが、古川委員がおっしゃったように、当市町村で一番多いのがやっぱり70歳代の消火器とかそういうものの、詐欺のような販売ですが、そういうものが多いのですが、当市といたしましても毎月、本当は毎月消費生活センターの広報紙に載せるようなのは同じ文面ではだめですよという形ですので、一応毎月広報ではそういうふうな注意を呼びかけていまして、ことしに入りまして6月を抜かして全月に注意とかそういうものを出してございます。

それと、茨城県の概況を見ますと、平成16年に相談件数が一番多くて、年々減ってきているような形を受けます。まず、平成16年に茨城県内では3万4,998件あったのですが、20年度は1万2,375件と半数以上減っていますけれども、やはり一番多いのは携帯電話やパソコンの利用による高額請求が一番多いような形です。当市もそういうのが一番、今のところ多いです。一番多いのはそういうふうな形です。それと、あと第2位としましてサラ金関係ですが、そういう形が2番目として多いです。それと、その次に架空請求、使ってもいないのにいろいろな請求が来るというような形ですね、こういうものも当市もございますので、相談員さんがかなり熟知していますので、的確なお答えをして今のところその後どうなっているのだというようなあれはございませんので、これからはスキルアップを行いまして、的確な相談に応じられるように頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） 答弁が終わりました。いいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君） ほかになければ、議案第44号の市民経済部所管部分に関する質疑及び意見はこれで終了いたします。

なお、これは採決はいたしませんで、質疑のみでとどめます。

では、執行部の方退席してもらって。どうもご苦労さまでした。

今議会に付託されました議案の審議は終わりました。

それで、続いて請願第3号、前回の6月の議会に請願されたものなのですが、請願第3号「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書を審査いたします。

この請願は、6月議会で継続審査になりまして、8月10日に経済常任委員会を開催して皆様のご意見を賜りました。その場では結論は出しませんで、この議会の経済委員会の中で、本日なのですが、この委員会の中で結論を出そうということで現在に至っておりますので、皆様のご意見をいただいて、どのように処遇するか結論を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

古川委員。

○委員（古川よし枝君） 前回の委員会の中の協議で、30%温室効果ガスを削減するという目標値はどうかという意見が出て、採決が延びたわけですがけれども、選挙後、民主党の政権へと政権が変わるようではありますが、その中で鳩山さんが温室効果ガスを25%削減するということを表明したのですね。これは本当に、まだ目標値を決めていないアメリカとか、いろいろ外国にもかなりの影響を与えるということで評価がされているのだけれども、そういう点では今回の請願の30%削減目標値という、目標ですから、掲げるのは、決して手が届かないところではないので、ぜひこの請願を採択してぜひつくばみらい市の議会として地球温暖化防止の対策に寄与してほしいなというふうに思っております。

○委員長（倉持悦典君） ほかにどなたかご意見は。

前回は全員から意見をもらって審査を進めているのですがけれども、それぞれの委員の中にもいろいろな意見がありました。ちょっと時期尚早だとか、よく法案の意味がわからないとか、進めるべきだとか、いろいろあったのですが、意見は十分もういただいたと思いますので、ここで請願をどうするか決定したいと思うのですが。

○委員（古川よし枝君） 意見はみんなに聞かないのですか。

○委員長（倉持悦典君） 今、ないですよ。きょうで3回目なので。

○委員（古川よし枝君） この前、まだ勉強したいからということで継続にしたのですがけれども。

○委員長（倉持悦典君） 中山委員。

○委員（中山栄一君） これ古川委員は5%ぐらいの上乗せだから簡単なことだから出そうという、それもあるし、私もこの30%とか80%出すことは非常に大切だと思っているんだよね。ところが、民主党で90年比で25%と出ただけであれだけの波紋を広げて、経済界などももちろん猛反発なわけだよね。ヨーロッパに合わせることなのだけれども、ヨーロッパもその外国に対してCO₂の買い取りとかという取引をするということを含めて出していることなのだよ。日本ももちろんこれでは国内だけでは無理だろうから外国との取引をしなくてはいけないだろうといわれているのだけれども、そういう非常に経済界を巻き込んでこれだけの波紋を投げかけている中で、果たしてその5%上乗せぐらいは、

25が出ているから30でもいいだろうという問題でも私はないと思うので、90年比の30%というのは、これは予測なのだけれども、あれだけ経済負担も我々国民への負担とかも考えると、そう簡単にここでこれを出そうとか25ではなくて30で出そうとか、50年に80%削減、これ目標だからいいだろうというものではないのではないかなという気がするんだよね。だから、その辺は、本当にだれも今回の地球温暖化をとめるというか、これは本当にそういう思いはだれも同じなのだけれども、数字をここで出して、今、民主党がやっているという状況の中で、地方議会としてこれを単なる希望の数字ならばいいだろうということは、どうもその辺が納得できないというか、そんなところがあるのです、私は。

○委員長（倉持悦典君） ほかにご意見ないでしょうか。

前回と大体同じような感じ、政権が変わったので鳩山さんの25%というのを打ち出されましたけれども、今、中山委員が言うように、新聞等でもかなり反発も食っている。それから、ただ前政権よりは民主党になって高い目標にチャレンジしてくれるのかなということはあるのですが、果たしてこれをまた中央の推移を見守った方がいいか、積極的に進言した方がいいか、採決に入ってもいいでしょうかね。

堤委員。

○委員（堤 實君） 具体的に一般市民が少しずつ気をつけるという手があっても、大半は企業の、重機械工業だとかもちろん鉄工関係を中心とした、その辺の押さえつけというか、その辺だと思のですよ。これはもう町を全部あげてもそういうところの1社にはるかに勝てないくらい出しているわけですよ。もちろん今特にインドだとか中国とかというのは問題になっていますよね。そういうことなので、どのように具体的にこれをやるのか、まだ鳩山さんのやり方わかりませんが、その辺も全然わからないで賛成とか反対とかというのは、気持ちはだれも同じだと思うんだよね。地球がおかしくなりますよ。あと300年か500年たったら大分変わってくると思うのですよね。これ急にこうなったのはむしろ50年、70年の間だと思うのですよね。昔はこういうことは考えられなかったことですから。ですから、その辺がちょっと私も手を上げるのか下げるの、ちょっとわからないくらいの状況なのですよ。

以上です。

○委員長（倉持悦典君） どうしても、あまりにも漠然とした話なのでぴんと来ないというか、それと数字がどの数字を信頼していいかわからないのがあるのですよね。例えば25%カットするだけでも一般の市民に年間どれだけの経済的な負担をかけるかと、びっくりするような数字が出ているわけですよ。だから、果たしてそんなに犠牲を払ってまでこれを、やらなくてはならないのは間違いなくやらなくてはならないのですが、もう少し政府の、新政権の対応も見ながらと思うのですが、ただこの請願に対して我々は結論を出さなければならぬということなので、これを採択するか、不採択とするかの、一つはまたもう少し勉強しようということで前回と同じに継続審査ということもあるのですが、この三つのどれかを選択しなくてはならないということです。

○委員（中山栄一君） 政権が変わって様子を見て、民主党の出方とかを見てから判断するということが可能であれば、少し継続と。継続、継続となると、今後の取り扱いはどうなるのですか。

○委員長（倉持悦典君） 回数の制限はないそうなのですが、ただ、これ新政権だってそんなに急に、短い期間で結論は出せないと思うのですよね。だから、果たして我々それを

見定めるまでの継続というふうにはできないと思うのですが。

○委員（廣瀬 満君） この数字で出すということは大変な経済、今、民主党の25%ということで出しましたよね。しかし、あれだって実現できないと思いますよ、世界的に経済が停滞してしまいますから、あそこまでやったら。そうしたら、やっぱり企業がそれだけ停滞すれば労働者だって失業者がどんどんふえてしまうわけですから、そこら辺のバランスなので、地方議会で問題にする問題ではないと思うのですよね。私はそう思います。

○委員長（倉持悦典君） 委員各自各自がいろいろな思いはあると思うのですが、結論は出さなくてはならないので、ここで採決したいと思います。

坂委員、何かありますか。

○委員（坂 洋君） この25%というのは生半可な数字ではないということがわかります。それで、もしこういう具体的な、こういうことをやってこういうことをすれば25%になるのだよということがまだわからないのですよね。それで、我々どういう痛みを伴うのかも覚悟もできないという状況ですよ。

話は違うのですけれども、例えば子ども手当などでも、あれは配偶者控除、扶養者控除をなくして、そして1.3兆円の財源をつくるのだと、全部で5.4兆円なのですね。あと3.9兆円は予算を組みかえてそこからむだを省くと、そこもよくわからないのですけれども、ぼくのうちは、個人的なことを言って済みませんが、扶養家族5人ですから40万円近くの税金がふえるわけですね、そういう覚悟を私たちも持ちたいわけですよ。

この25%というのは、40年前の日本に帰るといような話もありますから、10年後にはほとんどのガソリン車が使えないのだという話もありますね。どの程度の我々が覚悟をなくしてはいけないのかということを示してもらえないと、この30%というのもちょっとどうかと私は思いますね。

○委員長（倉持悦典君） わかりました。

あと、堤委員。

○委員（堤 實君） 結論的に、私は政権が間もなく交代するということで、少なくとも方向性、恐らく二、三年を見守って、何らかの形の、25%に対する裏づけというか、先ほど坂委員から話が出ましたけれども、具体的なものが見えてこないと賛否というのは私自身は難しいなと思っているのですよ。ですから、私はちょっとそういうことで。

○委員長（倉持悦典君） あと岡田委員が発言してくれると全員なんですが。

○委員（岡田伊生君） 私は、前にも申し上げましたように、今、廣瀬委員とか、皆さん言われていますけれども、確かに地方議会で議論するものなのかというのが一点ありまして、確かに地方から国へという考えもあるのですけれども、ただ、今言われたように政権も交代した、それで世界の流れが今一番重要な課題として各国が議論しているわけですよ。ですから、その中で数字の問題とか出ていますので、私は本当はわからないというのが正直なところです。ですから、であれば、やはり世界の流れ、あるいは国の流れというか、これからの政権の流れとか考え方とかある程度出てくるのでしょうか、それから、地方は従うしかないというような構図になると思うのですよ、実際は。ですから、今ここで出すというよりも私は継続で、前にも言ったように、継続の継続で大変異論はあるかもしれませんが、そんな考えを持っています。

○委員長（倉持悦典君） 古川委員。

○委員（古川よし枝君） 私は、先ほど30%削減についてできるかできないかという話も

あったりしましたけれども、やっぱり今課題として温暖化防止をする、それは世界的な議論になっているわけですね。ですからそういうときに、きちっと今ある日本の法律は温暖化の削減の推進法とか省エネ法とかあるけれども、そこにはなかなか数値目標がないということではなかなか進まない状況もあるわけですね。ですから、きちっと法律で数値を定めることによって困難な事業もやっていくという、そういう意味での法律なわけですね。ですから、ぜひ法律化をして温暖化の防止対策に日本がリーダー的にがんばってもらえる、そういう意味ではぜひ法律化してほしいと思っているのですね。

このメイク・ザ・ルールというNGOの団体では、きちっと何年にはこういうことで何%削減するというそういうものを出しているのですよね。こういうのをぜひ見て、単に数字だけが出ているわけではないので、ぜひそういうところも議会としては学ぶ必要があるし、ましてや市民からこういうことで関心を持って請願が上がっているわけですから、それは議会が、地方議会が取り組むものではないということではなくて、議会としてはきちっと対応するべきだと私は思います。

○委員長（倉持悦典君） 岡田委員。

○委員（岡田伊生君） 対応しないわけではないですよ。意見として言ったように、それは違うのではないですか。出ているから必ず結論を出しなさいというのは、これは違うと思いますよ。そういうことです。

○委員長（倉持悦典君） いや、本当にこの問題はただ目標を立ててできるというものではないと同時に、これからの化石燃料を今までと同じように使っていれば絶対に減らない。それからこれにかわるものの研究が、成果が出て、そうすれば新しい産業が創設されれば、経済的なマイナスもなくなるかもわからないし、まだまだ物すごい未知数なところがあるわけですね。だから、今そういうものがさっぱり見えないで数字だけを何十年後にとっても、今の化石燃料があと何年埋蔵されているかもよくわからないですよ、もしかしたらなくなってしまうかもわからないです、その前に、50年後、30年後には。もう既に30年前に30年しか埋蔵されていないと言われてまだ掘り続けているわけですが、果たしてどういう形で、いずれは化石燃料というものはなくなるわけなのですから、その間にそういう代替的なエネルギーが開発されなければならない、これは大変な問題であるし、真剣に研究者は取り組んでいると思います。

いつかはクリアしなくてはならないことですよね、このパーセント、このまま行ったら地球は破滅するわけですから。果たして、ただ30年後のことを今ここでしても全然本当にどうなるかわからない、だから出してあげばいいのだろうという意見と、よくわからないものに対して責任は持てないという意見と、そこでせめぎ合いになってしまっているのですが、ただこれをまた継続でいいのかどうかということも含めて、採択、不採択にするか、継続審査にするか、継続でいいかどうかということでも皆さんの意見を賜ってみますか。継続が少数の場合には採択するか不採択するかということで。

では、岡田委員の意見は、もう一度継続してやってみようという意見なのですが、これに賛同してくださる委員の挙手をお願いしたいと思うのですが。

〔賛成者挙手〕

○委員長（倉持悦典君） 継続審査に賛成の委員は3人です。ということは、3対3なのですね。

では、私の意見は。

〔「まだ賛成反対をやっていない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君） だから、継続審査でなければ、この意見が採用されなければどちらかにしようということなのですから。

だから、継続かどうかを決めて、それから採択するかどうかということなので。

私の意見を言わせてもらいますと、これ以上継続にしてもちょっと結論が難しいのではないかなと思うので、ここで僅差でありますけれども、採択するか不採択にするか終止符を打ちたいと思います。それで、また事情が変わって同じような請願が出てくれば、またそれはそれなりに審議したいと思いますので、私は継続審査にすることではなく、ここでどちらかにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、全員に諮ります。

この請願第3号、これを採択することに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（倉持悦典君） 賛成少数です。よって、この請願第3号は、今回は残念ながら不採択とすることに決定いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、その他として、今議会に陳情が出ております。

陳情第4号 下水道工事についての陳情ということで、これを議題といたします。

この陳情は、平成21年8月18日付でつくばみらい市古川1263-1、飯塚五郎氏より議長あてに提出されております。

陳情の内容につきましては、お配りしてあります陳情書のとおりです。

必要と認めるものについては議員発議で提案したいと思います。

皆様のご意見を賜りたいと思います。

ただ、私委員長の意見としてまず、今まで陳情と請願に関しては取り扱いの差がありまして、ほとんどの陳情は承っておくとか、文書にて議員に配付するとかというような形をとってきたのですが、この陳情を読ませてもらうと、いろいろ具体的なものがあって、行政方のちょっとボタンのかけ違いなのか、トラブルが起きているような内容でありますので、この委員会でも今までの陳情のような扱いというわけにはいかないと思いますので、何らかの議会が携わって円満な解決ができればいいなと、委員長としてはそういうふうに希望をしておりますので、そういう点を踏まえて皆様のご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

中山委員。

○委員（中山栄一君） 陳情の扱いについては、今、委員長の言われたとおりだと思うのです。ただ、この内容を見ていただいて、これはどちらがどうの云々という判断はこの委員会としてできないかなと思うのですけれども、やっぱり市民がこれだけのことを、市とかかわりを持った中でこういう思いを何年も引きずって、そしてそれが非常に市民がこれで悩んでいると、こういう中でこれを読む限りでは、市役所というか執行部の方へも何度か足を運んでいろいろきちとした解決策を探りたいということで努力をしたように思いますが、それに対する回答というか、答えが不十分だったようなことが何となくこれを読む限りでは読みとれるということで、もし可能であれば現在、こういう陳情が出ていて今まで市の方でもこれについて何らかの対応をしてきたと思うので、現在の市の考え方とか、この陳情の内容を見て、私たちはこういう対応をした、今はこういう考えでいるということ、どちらが、陳情者がどうの市役所の方がどうのという意味ではないけれども、一度

それを聞いてみることはできないかと思うのですけれども、その辺は委員長、いかがでしょうかね。

○委員長（倉持悦典君） 今、中山委員の意見の中で、両方の話をということなのですが、そのほかに皆さんから何かないでしょうか。

古川委員。

○委員（古川よし枝君） 私もこの陳情を見まして、やっぱり個人名も挙げながら住民はこのやり方に抗議しているわけですが、事実をきちっと議会として知ることが必要だと思うのですよね。ですから、ぜひ、退職している職員もいますけれども、ぜひ事実をきちっと把握すべきだと思います。

○委員長（倉持悦典君） 今、中山委員、古川委員から意見をいただきました。全く私も委員長として同じ意見であります。

実は、執行部の意見を聞くという、両方の話を聞く、飯塚氏の言い分はある程度この陳情の中に書かれておりますし、私たちも読ませていただきました。もう一方の話も聞きたいということで、実は執行部の説明できる部長さん、別室にちょっと控えてもらっておりますので、皆さんの総意がそういうことであれば、ここへ来て説明を受けたいと思うのですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君） 異議なしの声がありましたので、執行部に入室していただいて、皆さんから陳情者にかわって順次質問していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔執行部入室〕

○委員長（倉持悦典君） 実は、部長、来ていただいたのは、今回飯塚五郎氏より出されている陳情書、飯塚氏の申し立てはこの文書で私たち読ませていただいたのですが、ちょっと何だか理解の温度差が出て、ちょっとボタンのかけ違いのようなことが起きているのではないかと。両方の話を聞きたいという委員の総意ですので、ちょっと委員から質問し、順次お答えしていただいて、真実どういうことがあったのかお聞きしたいということなので、よろしくお願いいたします。

では、執行部の方が出席されましたので、皆さんから質問していただきたいと思います。岡田委員。

○委員（岡田伊生君） 質問といっても、要するにここにある陳情の内容があるではないですか。この内容はもちろん見ているわけでしょうから。

○委員長（倉持悦典君） では、ちょっとお待ちください。

まず、今までの経過を報告していただいて、いきなり質問ではなくて、飯塚さんの方はわかりましたので、執行部の方から今までの、下水道工事が行われて今に至るまでの経過を、わかる範囲でいいので、大分かわってしまっただけで当事者と今の執行部違うとは思いますが、わかる範囲で説明していただきたいと思うのですが、お願いします。

○都市建設部長（片見和男君） 今回、陳情書が出まして、経過につきましては、今回、下水道工事に絡めての復旧関係に関するものでございます。これについては、下水道課長の方から詳細に経過を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君） お願いします。

○下水道課長（豊島利夫君） では、私の方から経緯についてはお話しさせていただきます。

すが、私も当時の当事者ではございませんので、聞いた範囲で、わかる範囲でご説明したいと思います。

飯塚五郎様の土地につきましては、丘陵部から小絹の水処理センターへ下水の汚管を引くということで、シールド工法、またはミニシールド工法ということで、管を伏せる工事のため土地をお借りして、そのミニシールド等の発信基地ということで土地をお借りして事務所を建てて立て坑をつくって掘り進んだものでございます。

それで、今回の陳情につきましては、お借りした土地、現況復帰ということだったのですけれども、隣の〇〇様の方は、もと田んぼの部分だったので埋めてほしいというような話だったみたくて、その当時の業者とのもとに農地の改良届を出して田んぼにある程度いい土を入れたと。その際に飯塚五郎様の方にもお話はしたらしいのですけれども、五郎様の方は埋めなくてもいいよというようなことだったらしいです。

それで、その後、陳情書の裏に写真がついてございますけれども、五郎様の方の田んぼについては低くて雨のときに水がたまってしまうと、排水路等がついていないところの土地でございますので、それで五郎様の方も埋めてほしいということになりまして、業者の方と打ち合わせをしたのですけれども、あまりいい土はなかったのですが、丘陵部の方の赤土ですか、あれで埋めたというような経緯がございます。赤土ですので、あまりいい土というか、畑等に使うのにはちょっといい土ではないのかなと思います。実際、残土という形での土ですけれども、農業委員会の方で私もちょっと写真を見せてもらいましたけれども、赤っぽい、ちょっと砂目混じりだったかもしれませんが、そういう土で埋めさせていただいたということです。

五郎様の方についても農地改良の届出というのをを出されてやったもので、ここの陳情に書かれているような農地法の違反ということもございません。特に公共残土について良質なものであれば農地の埋め立てにも使えるということで聞いております。

そういうことで、公金税金を個人の方に投入したということは一切ないというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（倉持悦典君）　〇〇氏及び飯塚五郎氏の田んぼが畑になったという経緯は今の説明のような経過であります。皆さんから順次質問していただいて、進めていきたいと思っておりますので。

岡田委員。

○委員（岡田伊生君）　今、課長の方からあったのだけれども、ただこの陳情の中身を見ると、今言われたように違反はないのだと言い切っているけれども、これを見てもうちょっと話し合いが足りなかったのかなという感じもしないでもないのですけれども、そうすると違反はないのだということなのだけれども、そうするとこの文章は全然、どういうふうに課長の方としてはとらえているのですか。いろいろありますよね、例として出されているのだけれども、それをまとめて陳情書に出してありますよね。これはどのようにとらえているのですか。

というのは、これいい悪いというよりも、すべてそうだと思うのですよ。行政というのはやはりいろいろな人に協力を得て、いろいろな工事あるいは開発等々含めて協力を得て推進していくわけですよ。そうすると、いろいろな、先ほども委員長が言われたようにボタンのかけ違いなのかなと、陳情者には申しわけないような言い方かもしれないですけ

れども、今言った隣の土地を埋めたときにこっちは埋めなくていいよとか言われたとか、ここにいろいろな、今、課長が言われたのは出ていなかったのですけれども、今言ったようなこととか、この中にもいろいろありますよね。

だけれども、言った言わないというよりも、こういうものが出てくるということがこれからいろいろな事業を推進していくときに、というのは、これ旧伊奈地区においてもちょっと問題があったのがあるのですよね。というのは、これは東栗山住宅の問題なのですが、これを開発したとき、これは昭和40年のころの話ですけれども、やりましたところ、貝塚が出たと。一応町としては文化財にくくったと。しかし、そのままくくったまま放っておくと。そうすると、協力はしたけれども、そのくくられたところは一切手をつけられない、これどうするのという問題があった。いまだにそういう形であるのですけれども。

ちょっと事例は違うのかもしれないですけれども、やはり協力してもらおうということに対して、確かに話し合いの行き違いなのかもしれないのですけれども、うちの方は違反はありませんよとか、住宅に戻りますけれども、今やっている青木で裁判問題をやってますよね。要するに協力した人がそこまでこじれてしまうような対応というのがあっていいものかどうか、その辺、基本的にどのように考えていらっしゃるのか。

これいいです、悪いですと私たちも言えませんので、基本的にどのようにとらえているのか、この陳情書。部長の方に。

○委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。

○都市建設部長（片見和男君） 公共事業の推進については、地元の地権者の方、地元の方のご協力を得て、ご理解を得て進めるのが基本というふうに考えております。そして、公共事業については何度もエリアを行うことがあるから、それは基本的にやっていかなくてはいけないのかなと思っております。

今回、飯塚五郎様からお話があった陳情の件なのですけれども、その今までの過程の中で何かやっぱり説明不足とか、そういう何かがあったのかもしれません。それはそういうことがあったのでこういうことになったのだと思いますけれども、私どもはそれについては誠意を込めてご説明しなくてはいけないのだと思っております。

ただ、今回陳情がありました内容については、私どもの方も担当課長に聞いたところ、
○○さんと、五郎さん、両方、今回、下水道の管渠の推進の発信基地として場所をお借りしたと。それは、市では発信する用地を決めましてお借りしたのと、また別に業者の方ではその資材置き場として借りているところもございます。市の責務と業者の責務、両方あるのだと思いますが、その中で、残土の最終的に埋め戻し、復旧については市の対応と業者の対応した部分、両方あるのかもしれません。ただ、市とすれば、担当の方に聞いたところは、飯塚五郎さんと○○さんについては同じような考え方で復旧についてはご説明申し上げたというふうに聞いてございます。

○委員（岡田伊生君） 聞いているとかという、私もどちらがいい悪いではなくて、対応の仕方として、というのは、先ほども事例何例か出しましたよね。分譲住宅の問題も今裁判をやっている。しかし、協力するということは、これがいい悪いではないですよ、やはり協力してもらう人には、こういう事例があまりにも出てくると今度いろいろな意味で差しさわりが出るでしょうよ。例えば協力してくださいといったときにこういう問題があった、ああいう問題があったということになると、ここで何が悪いは言うつもりはないのですけれども、もう一度できればその辺話し合っていたらいいというのが私の希望なので

すけれども。

あくまでも非はないのだということではなくて、そういうところをやっていくことによって、これからいろいろなまちづくりをするに当たってもいろいろこれから協力を得なければならないことがいっぱいあるのだから、そういうところをもうちょっと、今、委員長が言っている問題と、ちょっと投げかけてもらったのと違ってしまって申しわけないのですけれども、私はそういうふうな考えです。ですから、質問というよりはそういうことでやってもらえればと思っているのですけれども。

○委員長（倉持悦典君） 中山委員。

○委員（中山栄一君） 部長、これやっぱり公共事業をやって、もちろん飯塚五郎氏に協力をいただいて、それでその結果、埋め戻しが悪かったとか、いいとか云々ということよりも、市民がこれだけ協力をしておきながら、非常に憤りを感じて憤慨して、それで何年もかかって何回もそういうことを交渉したにもかかわらず、それは事前に契約内容云々とかあるかもしれないけれども、ただそれはきちんと誠意を見せて、一つ一つ解決していくべきではないかと思うのですよね。もちろん、今この当事者、鈴木 等、それから豊島 久と実名が出ていますけれども、この方たちはもちろんいないのははっきりしたことはわからないというけれども、行政というのはきちっとそういうことを引き継いで、それで市民の悩みというか、これだけ5年間とか6年間にわたってこういう思いをしながら、これを何度も何度も市役所に足を運んだり、最終的にこの陳情で出してくるという、こういう思いはやっぱりくみ取ってあげないと、それで解決してあげないと、これは市がかかわったことによってこういうことが発生しているわけだよね、どこかでももちろんボタンのかけ違いがあるのだと思うの。言い方が悪かったとか、こういうことは約束していないとか云々ということはあるかもしれないけれども、そういうことについてはこれだけの協力をしてもらって、あそこに下水道管がもちろん入って、相当な大きい工事をしたわけだよね。それで、片方は埋めてくれといったから埋めた、片方は何とも言われなからあのまま放置した、それで田んぼのようになってしまった。それで今度行ったら埋めてもいいということなので埋めておいたとか、その辺の一つ一つの対応というのも慎重に誠意を見せるということが、飯塚五郎氏にとってもそういう誠意というか気持ちの問題だと思うのだよね、これ。

こういうことを何年もこれまで、これからまた引きずっていくようなことが絶対ないように、ここできちっと話し合いをして、解決する方法があるのであれば、土を取りかえるとか、そういうことをしないと、私ももちろんこの陳情書を見て現場にも行ってきたけれども、明らかに土が違うことは確かだよね。どこから持ってきたのかわからないけれども、片方は非常にいい畑になっている、片方はとても畑には使えないような土地と、そういうことが同じ協力をしながらそういう不満というのはきちっと聞いてあげて、そして一つ一つ解決していくという努力はしないと、これ一方的な書き方にある程度なっているかもしれないけれども、こういう会議の場も持ちながら、当事者としては対応が非常が悪かったような内容ですよね。これがどこまで真実かどうかというのはまたわかりませんが、いい悪いの問題以上に、市民がこういうことで困っていると、それも市の工事に協力しながら、そういうかわりを持って、これだけのことをして、これはやっぱり当事者から問い合わせとかなくても行って、きちっとどういうふうな対応をしたらいいでしょうと、今まできちっとした対応をしなかったということを言って今から解決していくような、そう

いうふうな姿勢というのは、これは部長、課長、そう思わないですか。これを見て、そういう面についてはどう思いますか、今現在の考え方として。

○都市建設部長（片見和男君） 先ほども担当課長から申したのだと思いますが、立て坑という下水道推進の穴を掘りましたので、それを埋めまして最終的には盛り土をしたわけなのですが、そのときには私が担当課長に聞いたときには両者に同じ担当からお話をしたと、盛りますかどうかということだったのですが、飯塚五郎さんの方からはそのときは盛らなくてもいいというふうなお答えをいただいたということがあったようでございます。ですから、〇〇さんについては盛ってほしいということですから、その時点では業者に指示しまして盛ったと。

ただ、残念ながら後からこの写真のとおりになんか水がたまってしまったということで、後から飯塚五郎様からご要望があったので、市ではそのとき最大限検討した結果、下水道工事で発生した土が良質というようなことでそれを飯塚様ご本人に確認をしてもらって承諾をしていただいて、そこに盛り土をしたというふうにお話を聞いております。ただその時点では担当者は最善の方法で対応したのかなというふうに考えてございます。ただ、現在、この写真でございませうけれども、盛り土する前のように見受けられますので、現在は水はたまっていないようなのですが。

○委員（堤 實君） 私は現場を見ていませんけれども、結論的に、要するに着工する前、あるいは着工後、もちろん立ち会って、あるいは覚書を残しておくとか、こういうものがないとやっぱり役所の仕事というのは到底こういうことになるのではないかなと私は思うのですよ。

これは、あれですか、もちろん工事着工前についてはいろいろお願いしながら、後でこのようにしますよという話し合いがあったと思うのですね。その後、終わった後、これでよろしいですかということはされていなかったのですか、立ち会いされていなかったのですか。

○委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。

○下水道課長（豊島利夫君） 当然、着工前には現況復帰というのが原則でやっております。ただ、今回の場合は、〇〇様の方が農地改良で土盛りしたいというふうなお話でそれを業者で盛り土は行っただと。その際、飯塚五郎様にお話したら五郎様はやらなくていいよと。ただ水の行き場がなくなって五郎様の方は雨水がたまって危険な状態があるということで五郎様の方から埋めてくださいということで、そのときはあまりいい土がなかったのですけれども、五郎様にサンプルの土をお持ちして、こういう土なのですがこれでよろしいですかということを了承していただいて、その土で埋めた。ただ、それが赤土のもので、あまり栄養度がない土だったので畑とかにはちょっと向かない土だったのかもしれませんが、一応五郎様の方からはご了承をいただいて埋めたということでございます。

○委員長（倉持悦典君） 中山委員。

○委員（中山栄一君） だから、もちろんそのときに、当事者が、担当者が対応したわけだね。多分その対応がきちんとした対応ではなかったのかもしれない、これを見ている限りは。やっぱり隣の畑を埋めるといふときにはこういうことで埋めて、ここは多分水たまりのようになってしまいうだろうけれども、どうでしょうかとかいう対応をすべきだと思うし、それでもここは残していいということになったのかわからないけれども、そういうその辺の一つ一つの対応が積み重なってこのような陳情になったのですね。

もちろん、豊島課長も部長もそのときの担当ではないし、ただそのときの担当は対応が市民にとっては、協力したにもかかわらず、そこにこたえられるような対応ではなかったのだと思うんだよね、これを見る限り。だから、それを一つ一つ解消してやるということも市の仕事として、あっちは埋めた、こっちは埋めると言わなかったとか、後から埋めたら土が悪かったとかという問題以上に、そういうことを一連の作業の中でそういう対応があって、地主は貸したにもかかわらずそういう非常に憤りを持っている、だったらそれを話をきちっと聞いて解決してやるようなそういう話し合いをすべきだと思うし、そして最終的にある程度土を削ってでも上の土を本当に入れかえるかと、私あれだけの面積だったら可能だと思うし、そういうことをもうそろそろやらないと、5年も6年もこういうことで市民が悩んでいるというのは、部長、その辺はそんなふうにする必要があるのではないかと思うのだけれども、どうですか、その辺については。

○委員長（倉持悦典君） 部長、答弁をお願いします。

○都市建設部長（片見和男君） 中山委員のおっしゃるとおりでございまして、両方に盛り土の件をお話したときに一言足らなかったのかなと。要するに盛らなければこういう状況になりますよというのを、そういうのをアドバイスすることをしてあげばこういうことにならなかったのかなと私どもも反省するところございまして、今後、こういう状況がある場合には必ず後々、こういう態勢になりますよ、こういう問題が生じますよ、というようなことをこれはアドバイスしてまいりたいと思っております。

基本的には公共事業でお借りしておりますので、お返しするときにはご迷惑がかからないようにちゃんとしたままでお返しするのが基本かと思っております。ただ、今回についてはちょっと言葉が足らなかったと、もう少ししっかりそういうことをお話すれば誤解がなかったのかなというふうに、今、感じるところでございます。

○委員長（倉持悦典君） 岡田委員。

○委員（岡田伊生君） 一つ、疑問点というか、盛り土の話が出たので。

これは、要するに業者さんが主導で動いたのか、それが1点、主導というか、担当の課長なりが、要するに残土として出たものか、どこかから持ってきたものかわからないですけれども、それでこれを埋め戻すのだと指示したのか。それと、業者さんが工事のあれを圧縮するために距離を遠く運ぶよりはここに埋めさせてもらった方がいいから埋めさせてもらいたいということでやったのか、あると思うのですよ。そうなると、全然見方が変わってしまうのだけれども、それイコール対応になってくるのだけれども、例えば見積もりを、残土の見積もり、運ぶのを1時間もかかって持ってくるよりそこにに入れてしまえば簡単なことなのだけれども、そういうことでやったのか、それとも今言ったように担当課がこうでという話になったのか、それが1点です。

それと、これ業者任せだとすると、またこれ話がややこしくなってしまうのだけれども、その辺はどうなのですか。

○委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。

○下水道課長（豊島利夫君） 私も詳しいところまではわからないのですけれども、〇〇様が土盛りした分については残土ではないのかなと。これについては事務所を建ててお借りした業者と〇〇様の相対の契約でやられたということで聞いております。

○委員（岡田伊生君） それは、工事とは別個の話で動いていたということなの。

○下水道課長（豊島利夫君） 別です。

○委員（岡田伊生君） 別なのね。なるほど、わかりました。

○委員長（倉持悦典君） 堤委員。

○委員（堤 實君） そうしますと、何らかの結論を出さなければいかぬわけでしょう、5年もたっているのでは。ということは、もちろん話し合ってもらうのですが、結論的には、満足のいくような、土壌のある面での交換とか、ちょっと現場を見ていないのでわかりませんが、土がちょっともとのあった土と大分変わったと、○○さんの土と五郎さんの土が違うという、今の話を聞いていると、その点、やっぱり満足がいくように、もうやる必要があるのではないですか、どうなのですか。

○委員長（倉持悦典君） ちょっと待ってください。どういうふうにして解決するというのはもっと後にしましょうよ。どうしてこういうことが起きたのかというのが、まず今後のこともあるので、その辺をもうちょっと話し合ってください。

○委員（岡田伊生君） 今言ったのだとすると、今度この2ページに出てくる土とのかかわり合いとか、まるきり変わってきてしまうんだよね。埋め戻しが。

○委員長（倉持悦典君） 古川委員。

○委員（古川よし枝君） 今のことなのだけれども、埋め戻しは行政がやったのではないということですか、隣地については。だから、本来ならば契約としては原状回復をして返すということだったわけでしょう、返したわけでしょう。片方の隣地は業者さんが、地主さんが農地改良して土壌改良してやったということなんですよ。それは行政の仕事ではなかったわけですね。

○委員長（倉持悦典君） 答弁をお願いします。

○下水道課長（豊島利夫君） ○○様の方については、当時工事をやった業者と○○さんの相対の契約において土盛りをしたと、実際は原状回復、田んぼですから低い土地のまま返せばよかったのでしょうけれども、○○さんの方で土盛りしたいということで業者さんとの相対の契約で土盛りをしたということで、農業委員会の方にも農地改良の届出書が出ております。

○委員長（倉持悦典君） 私からあれですけども、私も今の点を聞きたかったのですが、部長、課長、そうすると、飯塚さんとのその辺の合意が、その辺でもちょっとボタンのかけ違いがあるのですね。陳情書によると、○○さんの土地は行政側がしたと飯塚五郎さんは、陳情者は思っているのではないですか、この文面を読むと。全く違うのですね。当時の下水道組合でお金は一切出していないわけですね、この○○さんの埋め立てに関しては。

○下水道課長（豊島利夫君） 埋め立てに関してはそういう費用的なものは出していません。

○委員長（倉持悦典君） そうですか。その辺が何か特定の人に流用、その辺の誤解があるのですね。だから、この辺のよく話し合いがなされてない、何々が起きたというよりも、中山委員が言うように、何か細かい誤解の積み重ねでこうなっているのかなと思うのですが。

あと一つ聞きたいのは、○○さんの土地、大体2反ぶりぐらいあると聞いたのですが、1メートル盛っても2,000立米というと大体大型のダンプ1台10立米にしても200台くらいの車が出入りしているのですね。それに対しての飯塚五郎さんの土地を使って運び込んだのに連絡が、何のあいさつもなかった、それがまた、多分飯塚五郎さんは業者と○○さんが契約して運んでいるのではなくて、下水道組合がそういうふうに行っていると誤解して

いると、この文面を見ると。そうするとなぜ、「五郎の土地を通過してもよいとの許可をもらった」とか、こういうものに全くタッチしていないわけでしょう。埋め立てのダンプが飯塚五郎氏の土地を通過するということに関しては了承したのは、それは組合としては関係なかった、タッチしなかったわけですね。そうすると、ここに「五郎の土地を通過してもよいとの許可を得たと鈴木 等氏が言っている」と、こういう誤解が重なっているのかなと思うのですが。

それで、あと一つ大事なことを聞きたいのですが、私質問してあれかもしれないのですが、このことに関して飯塚さんと話し合った最後はいつですか。

○下水道課長（豊島利夫君） ちょっと日にちは覚えていないのですが、この文面の2ページの下の方にありますように、渡辺部長に音頭をとっていただいて、飯塚様と私と鈴木 等さんと豊島 久さんと伊奈庁舎の2階の会議室で話し合いを行ったのが最後でございます。

○委員長（倉持悦典君） そうすると、そのときの状況はいずれにしても飯塚さんはそれに納得しないで市長に会わせてくれとそういう話をしたと、それで会わせられない、これは何か事情があったのでしょうかけれども、それで終わってしまっていると、飯塚さんの不満は解消されていないということはこちら側としては認識していたわけですね。

そういうことが、普通民間のクレームだと考えられないですね、お客さんに対して何かクレームが来たときにうちの方は落ち度がないからといって納得もしていないのに連絡を絶ってしまうようなことは、相手ではなくてこちらから普通は連絡してクレームというのは処理するものだと思うのですよ。その辺、行政は違うかもしれませんが、その辺が、何でも言うことを聞けと、そういつているわけではないのですけれども、中山委員が言っていることと私、同じようなことなのですが、そういうことだと思うのですけれども。

○委員（中山栄一君） 今、課長も、業者と○○さんとの直接の契約で運んだとか、そういう部分は話し合いの中でももちろん出たわけでしょう。ここに不満があったら。これ鈴木 等氏が許可をもらって、ダンプ200台ぐらい入ったとしてそれを埋めたのだからという、そういうやりとりの中では、それは市がタッチしていないとか、業者と○○さんがやったことでしょうかという話は出たわけですね。そうすると、もちろんこの文面からすると五郎さんは納得しなかったわけですね。

ただ、そういう一連の流れで、1年半前にそういう話し合いをして、それで話が途切れてしまっているわけでしょう。ということは、そういう、それを5年も6年も前だからあまり言った、言わないということになると感情論になりやすいので、何とか解決しようという努力が足りなかったということは、これはやっぱり、それは確かなのではないの、市としても。もちろん○○さんが業者と、完全に市が返還してから業者と話し合いをして埋めたのであれば、きちっとした形でやったのかもしれないけれども、やっぱり飯塚五郎さんの土地を通過してダンプで埋めたとか、鈴木 等さんが了解を得たとかということが書いてある以上は、話し合いの中でそういうことは出たと思うんだよね、これはおかしいと。それを、きちっとそういう点を解決しないで、1年半ぐらい前に話し合いをして打ち切ってしまうとそのままにしておくからこういうことが今になって出てくるわけですね。だから、そこはやっぱり大分前の話だけれども、もうそろそろ部長、これ、いい悪い以上に一回話し合いをきちっと持って、誠意を見せて、そして相手方が納得できるような、もしあ

る程度の深さの部分だけ土をとってきちっといい土を入れてお返しするとか、そういうことが可能であれば、そういうものを接点を見つけていくという努力はすべきではないの。こればっと突っぱねたままで、ずっとこういう思いというのは当事者にとってはあると思うのだよね。それは、市もお世話になった、あそこで公共工事をやるのに穴を掘ってあれだけの工事をやったということが事実としてあるわけだから、それは、五、六年前にだれが言ったとか言わないとかという話になってしまうと、それをやっているとなかなか解決の接点というのは見つからないと思うんだよね。だから、それを見つける努力をぜひともしていただきたいというのが、委員会としてその辺までしか言えないかなと思うのですけれども。

○委員長（倉持悦典君） 執行部に対して、これ以上言っても繰り返しになってしまうと思うので、事実、どういうことがあったということだけなので、今までのことを責めてもあれですから、ただあと一つだけ聞きたいのですけれども、○○さんの土地は業者さんと○○さんの間で契約して埋めたということですよ。だから、行政側としては本当は関係なかった、それが伝わっていなかったというのが一つあると思うのですが。

あと一つ、飯塚さんの土地がこうなってしまったわけですね、水がはける場所がなくて。これを埋めたのはだれが埋めたのですか。

○下水道課長（豊島利夫君） これは当時の業者が残土を。

○委員長（倉持悦典君） 業者が埋めたのね。

○下水道課長（豊島利夫君） お借りしていた業者が。

○委員長（倉持悦典君） 行政側としては。

○下水道課長（豊島利夫君） タッチしたことになりますね、こっちは、五郎さんの方は。

○委員長（倉持悦典君） 一応はタッチはしたけれども、契約は、発注は市がしているわけではないですね。

○下水道課長（豊島利夫君） 多分市の方で残土で埋めるという話になったのですね。

○委員長（倉持悦典君） 五郎さんの方は市が発注しているのですか。

○委員（岡田伊生君） 今、何度もぐるぐる回っていて申しわけないですけども、○○さんの土地は業者と契約してやったということみたいですけども、確かに感情からいけば市が借り上げているわけですよ、どちらも。そうでしょう。その返してないうちに使っているのだから本来は市が許可したのだということになりませんか。そういうことも言えるわけですよ。例えば、市が両方借り上げているわけですから。返してしまった後ならばあれだけでも、やはり話し合ってもらった方がいいのではないの。

○都市建設部長（片見和男君） 今回、こういうような状況になったのは、この図面で、ちょっと字が書いてあります、こちらは字が書いてありません。この土地が半分ぐらい下は○○さん、半分から上が飯塚五郎さんで、こちらに県道があるというようなことで見ていただきたい。

まず、字が書いてある方については、当時の下水道組合が工事をするために立て坑を掘ります。こういうふうにして坑を掘っている施設を置いた場合にこういうふうな面積が必要であろうということで下水道組合が設計計上した土地なのだと思います。こちらについては、業者さんが任意でもっと、材料をストックするとか、こういうもので業者が任意でお二人の方にお借りしたのだと思います。今回については、この下のこちら側のところに土を盛ったのかな、こちらも含めて、中通川がこの辺になりますから。

今回借りたところの外側も土を盛っております。飯塚五郎さんからすれば、下水道工事で絶えずやっているのですというふうな、市が関与しているという認識でおったのですけれども、実際的にはここからこちらが企業の方がお借りして、こちらが市が持ち分ですから。その中で企業と。○さんの方の契約が多分されたのだと思うのですけれども、どういうふうにされたかというのは市の方でちょっと今わからないのですけれども、その中での経過から見ると飯塚五郎さんの方が誤解をした面があるのかなと、その点は市が説明不足だったのかなというふうに思っておりますので、飯塚様の方にご説明をしたいと、それでご理解を賜りたいというふうなことで考えております。

○委員長（倉持悦典君） あと一つ、2ページの最後のところに、下から4行目ですが、「そしてあの下水道工事は終了したのかどうか、一切何の連絡もありません」と訴えているわけですよ。だから、どういうふうに終わって、飯塚さんと私も少し話したのですが、あの管、本当につながっているのかどうかもおれは知らないのだという言い方をされているので、その辺、ちょっとそういう頻度が、誤解だと思うのですが。

○都市建設部長（片見和男君） それでは、その件でございますけれども、工事が終わった段階でその工事そのものは終了してございます。ただ、下水道管をいつから使っているかというのは、その後のみらい平の街開きの後、使用開始をしておりますので、若干おくれてございます。ただ、そのときに、最後に工事が終わったときにごあいさつするときにいつごろ使えるようになりますよ、この辺は特にいつごろ使えるようになりますよというようにちゃんとお話しすれば誤解がなかったのかと思っております。ただ、その当時、担当がどこまでお話ししたかというのは、ちょっと今この席ですので、わかりませんが、現在工事が終わりましたご利用いただいております。あそこには4,000名の方がお住まいになっております。そのほか、地区外の方もご利用いただいておりますので、その4,000名を超える方がご利用いただいている状況でございます。

○下水道課長（豊島利夫君） 今、ちょっと直接お会いして終わってありがとうございましたというようなあいさつをしたかどうかまでは私もわからないのですけれども、平成15年の3月31日付で当時管理者の鈴木村長名と当時の事務局長名でちょっと事務連絡させていただく際に、皆様のご協力で工事は完了しましたという通知文を差し上げております。

○委員長（倉持悦典君） やっぱり伝わっていないということが一つの問題なんだよね。

以上で、あれでしょうか。

○委員（堤 實君） 一言だけ。正直なところ、ここをこういう形で出てきた以上は、我々もただ傍観というわけにはいきませんから。いろいろと意見を出していますけれども、我々が介入するような内容ではないわけですよ。したがって、結論的には両者と市が入って一度話し合ってもらうことが一番ではないかと思うのですよ。そういうことは私はお願いしたいです。

○委員長（倉持悦典君） それができていればこういう問題は起きなかったのですよ、最初から。だから、それをどうするかということなのですから、執行部に対しての質問はいいですよ。

では、どうもありがとうございました。

経済委員会としてこれからどうするかなので、ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（倉持悦典君） ちょっと私からのお願いなのですが、これで飯塚五郎氏の話は

陳情書に書いてありますのでくみ取れた、もう一方の当事者の行政側の話も今聞いたと。あとは我々が何をするかという話に移りたいと思うのですよ。悪かった、もっとこうすればよかったという話はこれで終わりにして、これから我々がこれに対してどういうことをすべきか、市民がこれだけのことを訴えてこれを我々ができるものだったら、いい方向にどれだけの手助けを、これは飯塚さんの手助けではなくて市側に対してもこの解消に關してできるか、そういうご意見を賜りたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○委員（岡田伊生君） まず、誤解もあるようですから、一度ね、ただ私が言いたいの話し合いというのは。○さんとどうのこうのではなくて、間に入った市があるわけだから、担当部が、だから担当部がちゃんとその辺の両方の話し合い、でないといこれ結局民で裁判やりなさいよみたいな方向に行ってしまうと市は関係ありませんではなくて、やはりかけ違いがあったならばかけ違いがあったように、今、皆さんが言っているようなことをやってもらうためにも、別に3者で話し合いとかではなくて、1対1で市がかかわったのだからどちらも行くなり、状況によってやればいいことであって、ただその辺で気分的なものとか、気持ちの落ち着きを持ってもらうためにもやっていって、ですから、陳情者と市の担当課でもう一度話し合いをしてもらってかけ違いの部分相互理解してもらって、後は我々が言うように市がどうしなさい、こうしなさいというわけにもいかないだろうから、ただ最低条件としてもう一度話し合いを持ってもらって誤解があったらばその辺をどうするのかということで、話し合ってもらって、それを逆にこの委員会の中だけでも経過だけでも後で報告をもらえればいいかなと思っているのですけれども。

○委員長（倉持悦典君） 中山委員。

○委員（中山栄一君） 岡田委員の言ったとおりだと思うのです。ただ、これはもう5年も6年も前のことなんだよね。だから、だれがこう言ったとか、担当者もだれもないわけだから、当事者同士といってもそれを引き継いだ今の現在の部課が話し合うわけだから、その辺はやっぱり市もわきまえてもらって、こういう思いを解消してあげようと、市民がこれだけの悩みを提出しているわけだから、おまえがああとき言わなかったのではないか、こっちは言った、聞いていないとか、そればかりやっていると多分解決しないと思うし、また感情論になりやすいので、やっぱりその辺はきちっと相手方のそういう思いを取りのぞいてやろうということを前提で話し合いをしてもらわないと、だからこれは委員長名でどういうふうな対応をするのか委員会としてはわからないけれども、委員長もその辺を含めて、きちっと一度話し合いを、そういう前提でそういう接点をきちっと求めるのだという、そういう思いのもとに話をしてもらわないと、何度もやっているわけだから、それだけは委員長の方からでも話してもらって、また結果をこちらに報告していただくとか、そういう努力をしてもらって、何とか解決してあげたいと、そういうことでよろしくお願いします。

○委員長（倉持悦典君） 坂委員。

○委員（坂 洋君） これを議会の方に陳情を持ってきてくれたということで、最後の文面で「私は下水道工事において使用不可能になった土地を受け取ることはできません」と、ではどうすればいいかということは書いていないのですね。買い取ってほしいとか土を入れかえてほしいとか、そういう具体的なことは書いていないと。

この文面を見まして、全くのうそだとか使用不可能、のらりくらの返答、暴言とか、一切何の連絡もないという、こういう文面を見ると、これは感情的なものだと思うのです。

ね。それで、もし法律的には行政不服審査法などにより行政の不作为、これによって審査請求するなり異議申し立てをすればいいことなのですが、これをやっていないわけですね。これは完全に感情の問題だと思うので、これは2者の話し合いはもちろんこれからしていくのですが、我々議会の代表者もその中に入ってこれを見守るということが必要だと私は思います。

○委員長（倉持悦典君） 古川委員。

○委員（古川よし枝君） 陳情なので議会でもどういう方向を出していくかというのがあると思うのですが、私はいろいろ経過を聞いて、いろいろお互いにボタンのかけ違いがあったりとか、理解がなかなかうまくいかなかったといういろいろあるのですが、しかし公共事業のために土地を貸してあげて結果的には公共事業に貸してあげた、善意で貸してあげただけでも結果的には原状回復どころか畑にも田んぼにもならない、そういう状態は、いろいろあったにしても、これはそのまま感情だけではないだろうと思うのです。ですから、きちっとこの経過ももう一度確認をして、そして市が陳情者に対して、畑にも田んぼにもならない土地をどうするのだという、そういうところに立ってできることはどういうことなのかということで、再度きちんと真剣に協議をして返していくということを議会として行政側に求めるべきだというふうに思います。

○委員長（倉持悦典君） 今、皆さんのご意見をいただきました。それで行政側の話も、当時の担当者ではないのでとまどったこともあると思うのですが、聞いていただきました。それで、幸い、きょう陳情者の飯塚さんも傍聴に来ておられますし、このやりとりも聞いてもらっております。実は私も飯塚さんとお話させてもらったのですが、この陳情書、最後の結びが何をしてくれという要求がないのですよね。それでちょっとそれを飯塚さんにお聞きしたのですよ。何をしてもらいたいのかと、今、坂委員から出たように、これを買って取ってくれというのか、全部土を入れかえてくれという気持ちがあるのかとお尋ねしたのですが、そういうことでは飯塚さんはないみたいなのです。今までの対応に対してのあまりにも情けないということが強く訴えられていると私は感じたのですよ。

長い時間あれなのですけれども、この結果を今までの経過を踏まえてこれからどうしようかということなのですが、岡田委員から出た、皆さんから大体同じような話が出たのですが、私も皆さんの意見と全く同じなので、これから当事者同士、これは〇〇さんは関係ないと思うので、行政側と陳情者とこれから話し合ってもらう、それに対して今、もし議会の方でだれか立ち会うとかそういうのが必要か必要でないか別にして話し合ってもらう。それで、相互の理解がきちんとできたという結論をまた報告してもらう、それを必ず我々がこれで終わりではなくて、こういうふうに相互の理解ができたという返事をもらうということを約束をして、そういうふうに経済常任委員会として行政側に陳情者のことをもう少し訴えに耳を傾けて、そういうことを要求しようと思うのですが、結論はそういうことでいいでしょうか。

だから、よく話し合いというかお願いするというか、勧告するというか、そういう形で、必ずその結果を報告してもらおうということ、報告がないと我々も責任がとれないので、そういうことでいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君） これでお互いの誤解が解けて、かなり長い時間、飯塚さんも苦しんだと思うので、何とかいい方向に。

○委員（中山栄一君） 話がうまくいかないようだったら、もちろん議員として要請があれば、出ることも可能ですし。

○委員長（倉持悦典君） それはまた経済委員会として、そんなに何カ月もかかるとは思わないので。

○委員（中山栄一君） それは構いませんので、そういうことで。

○委員長（倉持悦典君） 審議事項は終わったのですが、最後に、平成22年度の、例年のことなのですが、予算編成に対する要望について議題としたいと思います。

議長より各常任委員会で要望をまとめてほしいとの要請がありましたので、経済常任委員会所管部分についてのご意見を求めます。

まず、事務局長から説明がありますので、お願いします。

○議会事務局長（井波 進君） 申しわけございません、お疲れのところ、この予算編成に対する要望について事務局から申し上げたいことがございます。

まず、昨年の21年度の予算編成の資料をお配りしてあるかと思えますけれども、その中で総務常任委員会の特に2番、交通安全対策推進と施設の整備というところと、それから防犯、犯罪の部分については市の所管がえが20年4月1日付で市民部がなくなって市民経済部になって、それが総務常任委員会ではなくて経済常任委員会に所管が変わったということでございます。それなので、この特に2番はまるきり経済常任委員会の所管でした。あと防犯なども生活環境課の方でやられておりますので、それを総務常任委員会の方でも私どもの方で説明をして、本当は昨年もこういう形で出さないとおかしかったので、事務局としてのミスで、私どものミスで申しわけなかったということで謝ったわけですが、今回は、22年度は変更してもらえればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、経過なども一緒に言ってよろしいですか。

総務常任委員会においては、2番がまるきりなくなってしまったということから、1番目の住民サービスの向上、それから効率的な行政改善の推進を二つに分けたというような形がございます。それで、まだ最終的な文言、口頭でやっただけなので最終的な文言は一応事務局で案をつくって、それで了解になればそれでいくということで委員長からありましたので、一応そのような形で今作成中であります。

それから、教育民生常任委員会におきましては、きのう開かれたわけですが、いろいろな意見がありまして、あまりにも大分類過ぎる部分があったり、また小分類過ぎるとなかなか委員会の意見としてはまとまりにくいということがあって、最終的には教育民生常任委員会の中の5番の児童クラブの充実というのを拡充に変更しようというような内容でありました。

そのような議論があって、それで再度全部の委員長、それから全員協議会等でこの大分類、小分類ばらばらになっている部分もあるし、それから市の方からも回答をいただいてもいないので、今度からはこれに対してどのような予算措置をしたのか回答もしてもらった方がいいかなというようなことを含めて、全員協議会等でまた協議させていただきたいというようなことでした。

以上で、一応二つの委員会の経過、雑駁ですが、説明させていただきました。

以上です。

○委員長（倉持悦典君） 今、局長から説明がありまして、うちのこの委員会が一番最後

になったわけなので、よその委員会の経過もわかって審議しやすいかなと思うのですが、我々としたらこれに対してどんなふうに、今ここに掲げてあるもの以外に、これに2番と3番が、総務委員会のあれがこちらに移るわけですね。

○議会議務局長（井波 進君） 3番は防犯だけですね。

○委員長（倉持悦典君） 充実と拡充、そういう審議はしないでいいとうちの方は思うのですが。

○委員（中山栄一君） 経済委員会を見る限り、どれもまだまだこれから充実しなくてはいけないようなことばかりなので、ぜひともこれをまた、拡充でも充実でもどちらでもいいのだけれども、ぜひ推進してもらうように、これでいいのではないの。

ただ、防犯、防災、犯罪のない、災害に強いまちづくり推進というのは何かぼやけていて、これはあまり入れたくないかな。きちっと生活排水処理施設の普及とか、そういうことでいいと思うのだけれども。

それでさっき局長が言ったとおり、どういう方針で臨むかとか、ここまで進んでいるのかということもやっぱり1回出した以上は、毎年出しっ放しなので、少し方針とか説明ももらいたいと思うので。

○委員長（倉持悦典君） 局長。

○議会議務局長（井波 進君） 執行部の方で施政方針等で述べられているのがありますので、1番から7番についてコメント的に言わせてもらってよろしいですか。

平成21年度の予算編成について、ことしの3月の定例会において市長の施政方針の中に会議録に残っていますので、それをちょっとピックアップしてみたのですが、経済常任委員会の所管の中では、まず、1番目の生活排水処理施設の普及対策強化という部分については、三島地区の農業集落排水事業に今年度から着手しますと。それから事業計画区域の変更、拡大を行って、実施計画を作成していきますよというようなこと。それから2番目の農家が意欲を持てる農業施策の推進をするということなのだけれども、言葉で付加価値のある産品づくり、農産物の高品質化を推進していくというようなもの。それから3番目、これは地産地消の推進ということで、農産物の直売所の設置を本年度は行っていきたいということで、これは農協ともタイアップしているようなのですけれども。それから4番目では、プレミアム商品券を発行して振興策としてことしはやっていきますよと。それから道路については県に対して随時要望を行っていくと。それからTXの関係でございますけれども、東京駅延伸の要望を行っていく。それから地域対話集会の開催をしていくというようなことを言っているようです。

あと、この間の全員協議会の中でも7番につきましては区域指定制度の周知と速やかな指定ということで、都市計画課長からの報告の中では今年度中に指定申請するようにやっていきますというようなことだったので、若干進んでいるかなという部分もあります。

以上でございます。

○委員長（倉持悦典君） 今、局長から市長の施政方針の中で、ことしの3月に話されたこととこれと関連ということでお話があったのですが、そういうふうに言われれば今、直売所とかいろいろ着々と進んでいる、中小商工業者の振興策がプレミアム商品券であったり、22年度はどうするのかとこうなってしまうのですが、でも方法は違って当然大事なものであると欠かせないと思うのですよね、ここに掲げているものは。終わっているわけではないし。

○委員（中山栄一君） まだまだこれを推進するということで、ここに総務の方の2と3が入ると。

○委員長（倉持悦典君） それで、どういうふうに反映されたかというものの返事を聞きたいですね。要望全部満たしてもらえないとは思いますが、そういうことを条件つけてといったらおかしいですけども、お願いして。

○委員（岡田伊生君） 7番はどうか、谷和原地区の分を含めれば、谷和原地区全然手をつけなくて、見直ししない、そのまま置いておいていいの。

○委員長（倉持悦典君） だから、このまま置いておきましょうよ。

終わっているわけではないから、いつまでと確約しているわけではないから。

ただ難しいことは農家が意欲を持てる農業といっても、何をして、全く農政が変わってしまうような感じなので、ただそれをしっかりと受けとめてやってもらうということだよ、国の方針を先取りするというような形で。

○議会事務局長（井波 進君） 委員長、この交通安全対策の推進、これどうしますか、こちらに持ってきますか、それとも総務委員会で考えたやつだからこちらでは取り上げないということももちろん。

○委員長（倉持悦典君） でも大事なことだったら入れなくてはあれでしょう、大事なこともものね。

2番の交通安全対策の推進、総務委員会の、これは総務委員会の方では外すと決定したのだそうですが、やっぱり大事なことのうちの方で挙げておいた方がいいでしょうね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（中山栄一君） 3番は総務委員会の方がいいと思うんですけども。

○議会事務局長（井波 進君） 3番については、とりあえず防犯とかというのは生活環境課なので。防災は総務の方に残っているのですけれども、防犯については文言がなくなってくるということです。

○委員長（倉持悦典君） では、そういうことでこちらは進めさせてもらいますので、これで経済常任委員会を閉じたいと思います。

長時間どうもご苦労さまでした。

午後4時38分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年9月9日

経済常任委員長